

## 目次

株主の皆様へ	1
■ 定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告	
Ⅰ. 野村グループの現況に関する事項	21
Ⅱ. 株式に関する事項	30
Ⅲ. 新株予約権等に関する事項	31
Ⅳ. 会社役員に関する事項	33
Ⅴ. 会計監査人に関する事項	37
Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制等の 整備についての決議の内容	38
連結貸借対照表	41
連結損益計算書	42
連結資本勘定変動表	42
連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	43
連結計算書類に係る監査委員会の監査報告	44
貸借対照表	45
損益計算書	45
株主資本等変動計算書	46
会計監査人の会計監査報告	47
監査委員会の監査報告	48
株主総会会場のご案内	裏表紙

(招集ご通知と報告書を一冊にまとめております。)

## 第108回 定時株主総会

(平成24年6月27日(水)開催)

# 招集ご通知

## 株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当期は、国内では東日本大震災の影響が残り、海外では欧州の経済・金融市場が混乱し、新興国の経済成長率が低下、為替相場では円が対米ドルで戦後最高値を更新するなど、世界の経済情勢は不安定な状況が続きました。

このような経営環境のもと、当社は国内外において顧客基盤の拡大、商品・サービスの充実とコストの削減に取り組み、当期の収益合計（金融費用控除後）は1兆5,359億円、税引前当期純利益は850億円、当期純利益は116億円となりました。

当期は厳しい決算であったものの、国内の強固な事業基盤に加え、海外の市場関連ビジネスの回復や大型の株式引受案件、M&A案件で主要な役割を担うなど、収益拡大に向けた取り組みの成果が出ております。

株主の皆様への配当につきましては、内外の金融・経済状況や金融規制強化の動向などを踏まえ、年間配当額を6円といたしました。

当社は、「アジアに立脚したグローバル金融サービスグループ」として、日本での優位性を活かし、広くアジア地域でのビジネス拡大を目指しております。

その取り組みのひとつとして、本年4月、中国、インド、ASEAN諸国におけるビジネスのさらなる拡大に向け、それぞれの地域のための専任組織を新設し、グループの経営資源を一層効率的に活用することといたしました。

また、同じくこの4月より、当社と野村証券はその経営執行体制を分離し、グループ全般の経営と日本地域における成長戦略の実行に向け、それぞれがより一層注力する体制へと変更いたしました。

欧州を中心に世界経済は不安定な状態が続くことが予想されますが、当社は、お客様中心主義のもと、これまで以上の法令遵守の徹底と高い職業倫理意識を持って、ワールドクラスの商品・サービスをお客様に提供する努力を継続してまいります。加えて、ビジネスの選択と集中やコスト削減を通じた収益力の改善により、株主価値の向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年5月



取締役  
代表執行役  
グループCEO

渡部 賢一

(証券コード8604)  
平成24年5月31日

株主各位

東京都中央区日本橋一丁目9番1号  
野村ホールディングス株式会社  
取締役兼代表執行役  
グループCEO 渡部 賢一

## 定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第108回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、同封の議決権行使書をご持参の上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、**書面または電磁的方法(インターネット等)により議決権を行使することができます**ので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成24年6月26日(火曜日)午後5時30分までに、**同封の議決権行使書に賛否をご表示の上、当社に到着するよう折り返しお送りくださるか、20頁に記載の「インターネット等の電磁的方法による議決権行使のご案内」をご参照の上、パソコンまたは携帯電話から議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。**

敬具

### 記

1. 日 時 平成24年6月27日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号  
ホテルオークラ 本館1階「平安の間」  
〔「平安の間」が満席となった場合は、第二会場等をご案内させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。〕

### 3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第108期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容報告ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第108期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

##### < 会社提案 (第1号議案) >

第1号議案 取締役13名選任の件

##### < 株主提案 (第2号議案から第19号議案まで) >

第2号議案 定款一部変更の件(商号の英文における発音と登記について)

第3号議案 定款一部変更の件(商号の国内での略称および営業マンの前置きについて)

第4号議案 定款一部変更の件(報酬委員会の定める役員報酬の制限について)

第5号議案 定款一部変更の件(収益対人件費率の制限と万歳三唱について)

第6号議案 定款一部変更の件(取締役の責任軽減について)

第7号議案 定款一部変更の件(定款の目的の追加について)

第8号議案 定款一部変更の件(役員報酬としてのストックオプション制度について)

第9号議案 定款一部変更の件(増資の方法について)

第10号議案 定款一部変更の件(情報の開示について)

第11号議案 定款一部変更の件(投資先の制限について)

第12号議案 定款一部変更の件(日常の基本動作の見直しについて)

- 第13号議案 定款一部変更の件（取締役の呼称について）
- 第14号議案 定款一部変更の件（口座開設の業務委託について）
- 第15号議案 定款一部変更の件（発行可能株式総数について）
- 第16号議案 定款一部変更の件（定款の一部修正について）
- 第17号議案 定款一部変更の件（暦法について）
- 第18号議案 定款一部変更の件（グループ長について）
- 第19号議案 定款一部変更の件（定款の附則について）

#### ※議決権の行使に関する事項

- (1) 書面による議決権行使と電磁的方法による議決権行使を重複して行使された場合は、電磁的方法による議決権の行使を有効といたします。
- (2) 電磁的方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
- (3) 代理人により議決権を行使される場合には、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面を議決権行使書とあわせてご提出ください。

以上

- 
- ◎ 次の事項につきましては、法令および当社定款第25条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nomuraholdings.com/jp/investor/shm/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
    - ① 事業報告の「Ⅶ.当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」
    - ② 連結計算書類の連結注記表
    - ③ 計算書類の個別注記表
  - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類、計算書類およびその他添付書類の記載に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。
-

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### < 会社提案(第1号議案) >

#### 第1号議案 取締役13名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役14名全員は任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、取締役13名の選任をお願いしたいと存じます。なお、13名の候補者のうち、執行役を兼務する予定の取締役候補者は渡部賢一、柴田拓美の2名であり、残る11名は全員が執行役を兼務せず業務執行を行わない取締役候補者(うち、社外取締役候補者7名)であります。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職状況	所有する当社普通株式の数
1	 <p>こがのぶ ゆき 古賀 信行 (昭和25年8月22日)</p>	<p>昭和49年4月 当社入社 平成7年6月 当社取締役 平成11年4月 当社常務取締役 平成12年6月 当社取締役副社長 平成13年10月 当社取締役副社長(兼 野村證券(株)取締役副社長) 平成15年4月 当社取締役社長(兼 野村證券(株)取締役社長) 平成15年6月 当社取締役兼執行役社長 (兼 野村證券(株)取締役兼執行役社長) 平成20年4月 当社取締役兼代表執行役 (兼 野村證券(株)取締役兼執行役会長) 平成20年6月 野村證券(株)取締役兼執行役会長 平成23年6月 当社取締役会長(兼 野村證券(株)取締役会長)(現任)</p> <p>(地位および担当) 取締役会長 指名委員(委員長) 報酬委員(委員長) ○同氏は、執行役を兼務せず、業務執行を行わない取締役であります。</p>	129,953株
2	 <p>わたなべ けんいち 渡部 賢一 (昭和27年10月28日)</p>	<p>昭和50年4月 当社入社 平成10年6月 当社取締役 平成12年6月 当社常務取締役 平成13年10月 当社取締役(兼 野村證券(株)常務取締役) 平成14年4月 当社取締役(兼 野村證券(株)専務取締役) 平成15年6月 当社執行役(兼 野村證券(株)取締役兼専務執行役) 平成16年4月 当社執行役(兼 野村證券(株)専務執行役) 平成18年4月 野村證券(株)執行役副社長 平成20年4月 当社執行役社長(兼 野村證券(株)取締役兼執行役社長) 平成20年6月 当社取締役兼執行役社長 (兼 野村證券(株)取締役兼執行役社長) 平成23年6月 当社取締役兼代表執行役グループCEO (兼 野村證券(株)取締役兼執行役社長) 平成24年4月 当社取締役兼代表執行役グループCEO(現任)</p> <p>(地位および担当) 代表執行役グループCEO</p>	172,866株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職状況	所有する当社普通株式の数
3	 <p>しば たく み 柴 田 拓 美 (昭和28年1月8日)</p>	<p>昭和51年4月 当社入社 平成10年6月 当社取締役 平成12年6月 当社常務取締役 平成13年10月 野村証券(株)常務取締役 平成15年4月 野村証券(株)専務取締役 平成15年6月 当社執行役(兼 野村証券(株)専務執行役) 平成16年4月 当社執行役(兼 野村証券(株)取締役兼専務執行役) 平成17年4月 当社執行役 (兼 野村アセットマネジメント(株)取締役兼執行役社長) 平成18年4月 野村アセットマネジメント(株)取締役兼執行役社長 平成20年4月 当社執行役副社長 (兼 野村証券(株)取締役兼執行役副社長) 平成20年6月 当社取締役兼執行役副社長 (兼 野村証券(株)取締役兼執行役副社長) 平成23年6月 当社取締役兼代表執行役グループCOO (兼 野村証券(株)取締役兼執行役社長) 平成24年4月 当社取締役兼代表執行役グループCOO (現任)</p> <p>(地位および担当) 代表執行役グループCOO</p>	157,202株
4	 <p>いた に まさ のり 板 谷 正 徳 (昭和28年10月13日)</p>	<p>昭和51年4月 当社入社 平成10年6月 当社取締役 広報・IR担当 平成12年6月 当社取締役 企画部門兼広報担当 平成13年10月 当社取締役 総合管理部担当 平成15年6月 当社執行役 グローバル広報、総合管理部兼秘書室担当 平成16年4月 当社執行役 インターナル・オーディット担当 平成18年4月 当社常務執行役 インターナル・オーディット担当 平成19年6月 当社取締役 (現任)</p> <p>(地位および担当) 監査委員 ○同氏は、執行役を兼務せず、業務執行を行わない取締役であります。</p>	125,922株
5	 <p>にし まつ まさ のり 西 松 正 記 (昭和33年2月3日)</p>	<p>昭和55年4月 当社入社 平成15年4月 野村証券(株)取締役 営業業務本部支店経営担当(首都圏) 平成15年6月 同社執行役 営業業務本部支店経営担当(首都圏) 平成18年4月 同社執行役 東京担当 平成19年4月 同社常務執行役 東京担当 平成20年4月 同社常務執行役 名古屋駐在 平成20年10月 同社常務(執行役員)名古屋駐在 平成22年4月 当社顧問 平成22年6月 当社取締役 (現任)</p> <p>(地位および担当) 監査特命取締役 ○同氏は、執行役を兼務せず、業務執行を行わない取締役であります。</p>	86,800株

注1：平成13年10月、当社は持株会社に改組し、社名を野村証券株式会社から「野村ホールディングス株式会社」に改めました。証券会社の営業は、会社分割により新設した子会社の野村証券株式会社に承継いたしました。平成13年10月以前の当社における略歴は、それ以前の証券会社における役職・担当を記載しております。

注2：平成15年6月、当社は、従来の監査役設置会社から、新たに導入された、経営の監督機能と業務執行機能が制度的に分離されたガバナンス体制である「委員会設置会社」に移行いたしました。

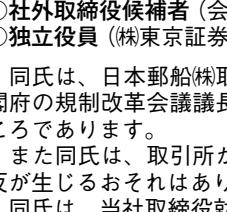
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職状況	所有する当社普通株式の数
6	 <p>David Benson 【デイビッド・ベンソン】 (1951年2月9日)</p>	<p>1997年 2月 Nomura International plc 入社 1999年 7月 同社欧州リスクマネジメントヘッド 2005年 3月 同社チーフ・オペレーティング・オフィサー(COO) 2007年 8月 同社退社 2008年11月 当社執行役員 チーフ・リスク・オフィサー(CRO) 2011年 1月 当社執行役員 リスク・アンド・レギュラトリー・ アフェアーズ バイス・チェアマン 2011年 4月 当社副会長(執行役員) 2011年 6月 当社取締役(現任)</p> <p>○同氏は、執行役を兼務せず、業務執行を行わない取締役であります。</p>	—

【社外取締役候補者(候補者番号7～13)】

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職状況	所有する当社普通株式の数
7	 <p>さかねまさひろ 坂根正弘 (昭和16年1月7日)</p>	<p>昭和38年 4月 (株)小松製作所入社 平成13年 6月 同社代表取締役社長 平成15年 6月 同社代表取締役社長兼CEO 平成19年 6月 同社代表取締役会長 平成20年 6月 東京エレクトロン(株)社外取締役(現任) 平成20年 6月 当社社外取締役(現任) 平成22年 6月 (株)小松製作所取締役会長(現任) 平成23年 3月 旭硝子(株)社外取締役(現任)</p> <p>(地位および担当) 指名委員 報酬委員</p>	30,000株
<p>○社外取締役候補者(会社法施行規則第2条第3項第7号) ○独立役員(株東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)</p> <p>同氏は、(株)小松製作所取締役会長として経営についての豊富な経験を有し、日本経済団体連合会の副会長の要職を務める等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。 また同氏は、取引所が定めている独立性に疑義があるとされる類型には一切該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。 同氏は、第108期に開催された取締役会10回のうち9回、指名委員会2回および報酬委員会4回のすべてに出席しており、引き続きその豊富な経験と高い独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、重任をお願いするものです。 同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職状況	所有する当社普通株式の数
8	 <p>かね もと とし のり 兼 元 俊 徳 (昭和20年8月24日)</p>	<p>昭和43年 4月 警察庁入庁 平成 4年 4月 熊本県警察本部長 平成 7年 8月 警察庁国際部長 平成 8年10月 国際刑事警察機構 (ICPO) 総裁 平成12年 8月 警察大学校長 平成13年 4月 内閣官房 内閣情報官 平成19年 1月 弁護士登録 (第一東京弁護士会) 平成19年 2月 シティユーワ法律事務所 オブ・カウンセラー (現任) 平成20年 6月 亀田製菓(株)社外監査役 (現任) 平成23年 6月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>(地位および担当) 指名委員 報酬委員</p>	—
<p>○社外取締役候補者 (会社法施行規則第2条第3項第7号) ○独立役員 (株東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)</p>			
<p>同氏は、警察庁国際部長、国際刑事警察機構 (ICPO) 総裁、内閣情報官等を歴任した後、現在は弁護士として高度な専門性を有して活躍されており、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。</p>			
<p>また同氏は、取引所が定めている独立性に疑義があるとされる類型には一切該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。</p>			
<p>同氏は、当社取締役就任後に開催された第108期の取締役会8回、指名委員会1回および報酬委員会2回のすべてに出席しており、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、重任をお願いするものです。</p>			
<p>同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。</p>			
9	 <p>つじ はる お 辻 晴 雄 (昭和7年12月6日)</p>	<p>昭和30年 3月 早川電機工業(株) (現、シャープ(株)) 入社 昭和61年 6月 同社取締役社長 平成10年 6月 同社相談役 (現任) 平成13年 6月 当社社外監査役 平成15年 6月 当社社外取締役 (現任) 平成20年 6月 小林製菓(株)社外取締役 (現任) 平成22年 6月 セーレン(株)社外取締役 (現任)</p> <p>(地位および担当) 監査委員 (委員長)</p>	14,000株
<p>○社外取締役候補者 (会社法施行規則第2条第3項第7号) ○独立役員 (株東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)</p>			
<p>同氏は、シャープ(株)取締役社長等を歴任し、経営についての豊富な経験を有し、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。</p>			
<p>また同氏は、取引所が定めている独立性に疑義があるとされる類型には一切該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。</p>			
<p>同氏は、第108期に開催された取締役会10回、監査委員会24回のすべてに出席しており、引き続きその豊富な経験と高い独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、重任をお願いするものです。</p>			
<p>同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって、委員会設置会社の社外取締役として9年となります (委員会設置会社に移行する以前の監査役設置会社の下で、監査役として2年在任されました)。</p>			

候補者 番号	氏 (生 年 月 日) 名	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職状況	所有する当社 普通株式の数
10	 <p data-bbox="223 461 450 536">ふじ ぬま つぐ おき 藤 沼 亜 起 (昭和19年11月21日)</p>	<p data-bbox="498 113 1186 536">昭和44年 4月 堀江・森田共同監査事務所入所 昭和45年 6月 アーサーヤング公認会計士共同事務所入所 昭和49年11月 公認会計士登録 平成 3年 5月 監査法人朝日新和会計社代表社員 平成 5年 6月 太田昭和監査法人(新日本監査法人(現、新日本有限責任監査法人))代表社員 平成12年 5月 国際会計士連盟会長 平成16年 7月 日本公認会計士協会会長 平成19年 6月 新日本監査法人退職 平成19年 7月 日本公認会計士協会相談役(現任) 平成19年 8月 ㈱東京証券取引所グループ社外取締役(現任) 平成19年10月 東京証券取引所自主規制法人理事(現任) 平成20年 4月 中央大学大学院戦略経営研究科特任教授(現任) 平成20年 6月 住友商事㈱社外監査役(現任) 平成20年 6月 武田薬品工業㈱社外監査役(現任) 平成20年 6月 当社社外取締役(現任) 平成20年 7月 住友生命保険(相)社外取締役(現任) 平成22年 5月 ㈱セブン&amp;アイ・ホールディングス社外監査役(現任)</p> <p data-bbox="498 559 665 604">(地位および担当) 監査委員</p>	17,400株
<p data-bbox="204 627 1186 687">○社外取締役候補者(会社法施行規則第2条第3項第7号) ○独立役員(㈱東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)</p> <p data-bbox="204 695 1383 778">同氏は、国際会計士連盟会長、日本公認会計士協会会長等を歴任し、国際会計基準委員会財団評議員を務める等、国際的な会計制度に精通し、米国企業改革法上の財務専門家に該当する高い専門性を有しており、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。</p> <p data-bbox="204 778 1383 831">また同氏は、取引所が定めている独立性に疑義があるとされる類型には一切該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。</p> <p data-bbox="204 831 1383 914">同氏は、第108期に開催された取締役会10回、監査委員会24回のすべてに出席しており、引き続きその高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、重任をお願いするものです。</p> <p data-bbox="204 914 846 937">同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。</p> <p data-bbox="204 945 1383 1103">なお、同氏は、平成19年6月まで当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に在籍しておりましたが、在籍中に当社の会計監査に関与したことはなく、また同監査法人を退職後既に5年が経過しており、その間に同監査法人の運営や財務方針には一切関与しておりません。また、当社子会社の野村證券㈱は㈱東京証券取引所の取引参加者の一社にすぎず、取引参加者として保有している同取引所株式の割合も極めてわずかであり、これらのことから、当社は、同氏の経歴や兼職状況は同氏の当社社外取締役としての独立性に何ら影響を及ぼすものではないと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職状況	所有する当社普通株式の数
11	 <p>Clara Furse [クララ・ファース] (1957年9月16日)</p>	<p>1983年 2月 Phillips &amp; Drew (現、UBS) 入社 1990年 6月 LIFFE (London International Financial Futures Exchange) ノン・エグゼクティブ・ディレクター 1997年 6月 LIFFE デピュティ・チェアマン 1998年 5月 Credit Lyonnais Rouse グループ・チーフ・エグゼクティブ 2001年 1月 London Stock Exchange Group チーフ・エグゼクティブ 2009年 6月 Legal &amp; General Group plc ノン・エグゼクティブ・ディレクター(現任) 2009年12月 Nomura International plc ノン・エグゼクティブ・ディレクター(現任) Nomura Europe Holdings plc ノン・エグゼクティブ・ディレクター(現任) 2010年 4月 Amadeus IT Holding SA ノン・エグゼクティブ・ディレクター(現任) 2010年 6月 当社社外取締役(現任) 2011年 6月 UK Department for Work and Pensions ノン・エグゼクティブ・ディレクター(現任)</p>	—
<p>○社外取締役候補者(会社法施行規則第2条第3項第7号) ○独立役員(株東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)</p> <p>同氏は、ロンドン証券取引所グループの最高経営責任者(チーフ・エグゼクティブ)等を歴任し、金融ビジネスについての豊富な経験を有し、2008年には英国の勲章を授与される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります(女性でナイトに相当する叙勲者は、デイム(Dame)の敬称で呼ばれます)。 また同氏は、取引所が定めている独立性に疑義があるとされる類型には一切該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。 同氏は、第108期に開催された取締役会10回のすべてに出席しており、引き続きそのグローバルで豊富な経験と高い独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、重任をお願いするものです。 同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p>			
12	 <p>くさ かり たか お 草 刈 隆 郎 (昭和15年3月13日)</p>	<p>昭和39年 4月 日本郵船(株)入社 平成11年 8月 同社代表取締役社長 平成14年 4月 同社代表取締役社長経営委員 平成16年 4月 同社代表取締役会長経営委員 平成18年 4月 同社代表取締役会長・会長経営委員 平成21年 4月 同社取締役・相談役 平成21年 6月 新日本製鐵(株)社外監査役(現任) 平成22年 6月 日本郵船(株)相談役(現任) 平成23年 6月 当社社外取締役(現任)</p>	—
<p>○社外取締役候補者(会社法施行規則第2条第3項第7号) ○独立役員(株東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)</p> <p>同氏は、日本郵船(株)取締役会長等を歴任し、経営についての豊富な経験を有し、日本経済団体連合会副会長や内閣府の規制改革会議議長をはじめとする多くの要職を務めた等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。 また同氏は、取引所が定めている独立性に疑義があるとされる類型には一切該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。 同氏は、当社取締役就任後に開催された第108期の取締役会8回のすべてに出席しており、引き続きその豊富な経験と高い独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、重任をお願いするものです。 同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職状況	所有する当社普通株式の数
13	 <p>Michael Lim Choo San [マイケル・リム] (1946年9月10日)</p>	<p>1972年 8月 Price Waterhouse, Singapore 入所 1992年 1月 Price Waterhouse, Singapore マネージング・パートナー 1998年10月 The Singapore Public Service Commission メンバー(現任) 1999年 7月 PricewaterhouseCoopers, Singapore エグゼクティブ・チェアマン 2002年 9月 Land Transport Authority of Singapore チェアマン(現任) 2006年 7月 Nomura Singapore Ltd. ノン・エグゼクティブ・チェアマン(現任) 2007年11月 Legal Service Commission, Singapore メンバー(現任) 2009年 2月 Nomura Asia Holding N.V. ノン・エグゼクティブ・ディレクター 2011年 6月 当社社外取締役(現任) 2011年10月 Pro-Tem Singapore Accountancy Council チェアマン(現任) 2011年11月 Accounting Standards Council, Singapore チェアマン(現任) 2012年 4月 Nomura Asia Holding N.V. ノン・エグゼクティブ・チェアマン(現任)</p>	—
<p>○社外取締役候補者(会社法施行規則第2条第3項第7号) ○独立役員(株東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)</p> <p>同氏は、プライスウォーターハウスクーパース(シンガポール)の会長等を歴任し、国際的な会計制度に精通しており、またシンガポールにおいて公職を数多く務め、1998年から2010年にかけて三度にわたり同国より勲章を授与される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。</p> <p>また同氏は、取引所が定めている独立性に疑義があるとされる類型には一切該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。</p> <p>同氏は、当社取締役就任後に開催された第108期の取締役会8回のすべてに出席しており、引き続きそのグローバルで豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、重任をお願いするものです。</p> <p>同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。</p>			

注3：13名の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

注4：当社は、現に当社の社外取締役である候補者 坂根正弘、兼元俊徳、辻晴雄、藤沼亜起、Clara Furse、草刈隆郎および Michael Lim Choo Sanの各氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏と上記責任限定契約を継続する予定であります。

注5：David Benson、Clara FurseおよびMichael Lim Choo Sanの各氏については、年号表記を西暦表記といたしました。

## (ご参考)

定時株主総会後の指名委員会、報酬委員会および監査委員会の構成は以下を予定しております。

指名委員会	古賀 信行(委員長)	坂根 正弘	兼元 俊徳
報酬委員会	古賀 信行(委員長)	坂根 正弘	兼元 俊徳
監査委員会	辻 晴雄(委員長)	藤沼 亜起	板谷 正徳

## < 株主提案(第2号議案から第19号議案まで) >

第2号議案から第19号議案までの各議案は、株主(1名)からのご提案によるものです。

株主からは、当社商号の「野菜ホールディングス」への変更を求める件をはじめとする100個の提案がございましたが、株主総会に付議するための要件を満たすもののみを第2号議案から第19号議案としております。

以下、各議案の提案の内容および提案の理由は、個人名を削除したことを除き、原文のまま、提案された順に記載しております。

### ○第2号議案から第19号議案に対する取締役会の意見

**取締役会は、第2号議案から第19号議案までのすべての議案に反対いたします。**これは取締役会として、これらの提案が株主共同の利益または企業価値の向上のいずれにも資するものではないと判断したためであります。(なお、各議案の記載で、「取締役会の意見：本議案に反対いたします。」とのみ記載した箇所につきましては、この共通する理由によるものであるため、個別の理由記載を省略いたしております。)

### 第2号議案 定款一部変更の件(商号の英文における発音と登記について)

提案の内容：定款第一条「当会社は」の後に「日本語では」を挿入し、「表示する」を「表示し、その際の呼称は英語表記に基づいて行うものとする」と改める。また商標権トラブルに巻き込まれないよう、その他の取引先国の手続きにおいて必要な場合、(中文では蔬菜投資会社とするなど)多言語で確実な登記手続きを行う。

提案の理由：「社を挙げた意識改革」を求めて提案する。現行の定款を文字通りに解すれば、英文での表記の場合でも発話の際には日本語の呼称を用いなければならないことになり、アメリカ市場進出の際の諸取引において障碍となりかねないため修正するものである。

また今後はイスラム金融、中国市場での取引の際の表記と呼称についても柔軟な対応が求められる。

### ○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

### 第3号議案 定款一部変更の件(商号の国内での略称および営業マンの前置きについて)

提案の内容：当社の日本国内における略称は「YHD」と表記し、「ワイエイチデイ」と呼称する。営業マンは初対面の人に自己紹介をする際に必ず「野菜、ヘルシー、ダイエットと覚えてください」と前置きすることとし、その旨を定款に定める。

提案の理由：「社を挙げた意識改革」を求めて提案する。

貴社の現在の称号は長すぎて、著しく業務効率を悪化させている。17のモーラがあれば俳句

も詠めようというものだ。これから三菱東京UFJ銀行の支配下に入りでもしたら、野菜証券は三菱UFJモルガンスタンレー野菜証券となってしまうのではないかと考えると今から悩ましい。ただ、まあこの変更によって当面年間のべ1000人日の人件費を節約することができる。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

第4号議案 定款一部変更の件(報酬委員会の定める役員報酬の制限について)

提案の内容：報酬委員会の定める役員報酬の総額に「期末株価×勤務時間×対象人数」の上限を設ける。ただし常勤役員に関して報酬委員会の算定した報酬額が、厚生労働省の定める最低賃金を下回った場合は、当該役員を懲戒処分とした上で最低賃金をとして算定した額を一旦報酬として支払い、報酬委員会において、最低賃金を下回る評価を受ける役員については、報酬委員会の決定を尊重し、「不適格」とみなし、懲戒解雇する旨を定款に明記する。

提案の理由：「報酬と人事評価の適正化」のために提案する。

現在、手続き論的には役員報酬は報酬委員会が算定することになるが、事業実績を無視して青天井で報酬を支払うわけにはいかない。その総額には一定の基準が必要であることから定款で報酬の上限を定めるものである。株価連動性の報酬制度こそが、真に株主とのリスク共有を実現する。お手盛りの高報酬がずさんな経営の原因であり、株価の低迷には報酬委員の責任も重いことを自覚してもらいたいものだ。国籍によるハードシップ手当も差別に繋がることから認めない。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、すでに平成14年から、役員報酬を全額現金で支払うのではなく、その一部について株価に連動する報酬制度(ストック・オプション)を利用することにより、株主の皆様との中長期的な利益の一致を図っております。

当社の「野村グループの報酬の基本方針」および「取締役および執行役にかかる報酬の方針」(本招集ご通知35頁以下をご参照ください)では、役員報酬について、業績を反映すべきこと、および、株主との利益の一致が図られるべきことを重要な要素としており、委員の過半数を社外取締役が占める報酬委員会において適正に定めております。

第5号議案 定款一部変更の件(収益対人件費率の制限と万歳三唱について)

提案の内容：貴社における収益対人件費率は二割以下とし、株主総会における万歳三唱を取りやめる旨を定款に明記する。

提案の理由：「報酬と人事評価の適正化」のために提案する。

「ペイ・フォー・パフォーマンス(業績に応じた支払い)」の原則に基づけば、マイナスのパフォー

マンスに対してはマイナスの報酬で応えるべきではあるが、さて、業績が落ちているにも関わらず人件費が増加している現在の状況に関しては、とりあえず「内部統制システムが崩壊している」とでも評価せざるを得ない。

収益に対する報酬のコントロールを確実にを行うことによって、この奇怪な企業体がまだ息をしており、錯乱の手前で踏みとどまり、市場の信頼を回復することを望んでいるという意思を明らかにすることになろう。そもそも収益対人件費率が4割強では株主への高配当は望むべくもないというものだ。また会場は狭隘で腋臭の株主も多いことから恒例の万歳三唱は止めてもらいたい。

#### ○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

#### 第6号議案 定款一部変更の件(取締役の責任軽減について)

提案の内容：取締役の責任軽減について定めた定款5章第33条を削除する。

提案の理由：「報酬と人事評価の適正化」のために提案する。

「おきて破り」とも称された年二回の大型公募増資による一株価値の希薄化、野村ショックにおいてさえ、貴社の取締役は誰一人明確な結果責任を取っていない。

最高経営無責任者などという役職は必要ない。

株主というステークホルダーに対して明確な損害を与えながら、なんら責任を負わない無責任体質が現在の株価下落の一因である。今まさに危機的状況にある貴社において取締役の怠慢は破綻を意味する。取締役は自ら退路を断ち、個人破産覚悟で任に当たるべきである。

#### ○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

法令における取締役の責任軽減の制度は、取締役の職務執行が過度に萎縮することを抑止し、賠償責任に関する不安を除去することで、人材確保に支障を来さないことがその目的とされております。

当社の取締役の責任軽減に係る定款規定は、第99回 定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき導入されました。当社定款も、法令に従い、善意でかつ重大な過失がない場合にのみ、取締役の責任を一定額に限って免除することができるものと定めており、その責任すべてを免除するものではありません。

#### 第7号議案 定款一部変更の件(定款の目的の追加について)

提案の内容：目的について定めた定款1章第2条第4項を第12項に改め、第4項に「不動産の所有、賃貸ならびに管理」第5項に「不動産の売買、仲介、コンサルティングならびに鑑定」第6項に「宅地、商業用地、工業用地等の開発、造成および販売」第7項に「不動産の販売代

理業務]第8項に「不動産投資に関する調査およびコンサルティング業務」第9項に「損害保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務」第10項に「預金または定期積金の受け入れ、資金の貸付け、または手形の割引ならびに為替取引」第11項に「宝くじの販売および当せん金の支払受託業務」を追加する。

提案の理由：「コーポレートガバナンスの強化」のために提案する。

野村土地建物株式会社を完全子会社、野村不動産ホールディング株式会社の連結子会社化した以上、持ち株会社としての貴社にとって「グループの連携を強化」はガバナンスの強化と同異議である筈である。業務の専門性に鑑みて支配、管理を放棄するならばそれは「ガバナンスの欠如」であり、定款の目的を逸している。

このことから定款の目的を整理し、子会社および連結子会社を直接的に支配し管理する体制を強化するべきであると考えます。

○**取締役会の意見：本議案に反対いたします。**

当社は、子会社株式の所有および株主権の行使を通じて、子会社の事業活動を適切に支配および管理しており、この点は当社定款所定の事業目的にすでに記載されております。

また、連結子会社の営む業務についても過不足なく記載していると考えております。

**第8号議案 定款一部変更の件(役員報酬としてのストックオプション制度について)**

提案の内容：役員に報酬の一部として新株予約権を付与する制度を廃止し、定款に明記する。

提案の理由：快樂とはなんだろうか？

辛うじて100円以上の交換価値を持つ債権を1円で受け取ることではないか。

貴社は役員報酬の一部として新株を1円で買い取る権利を付与する制度を実施し続けているが、この制度は貴社の株価を1円に近づける効果しかないので即刻廃止すべきである。役員は自分が勝った新株が売却できるまで株価上昇を望まない。「株主とリスクを共有する」のであれば「一株を5000円で買い取る義務を付与する」べきであろう。

○**取締役会の意見：本議案に反対いたします。**

ストック・オプション制度は、第4号議案に対する取締役会の反対意見に記載のとおり、報酬を株価に連動させることで、株主の皆様との中長期的な利益の一致を図れる制度であると考えております。また、各国の金融監督当局の集まりである金融安定理事会も、株式報酬の活用を特に推奨しています。

当社の役員報酬は現金部分とストック・オプション部分とで構成されております。ストック・オプションの付与により、現金報酬の部分を抑制し、特に賞与については、株価に連動する繰延べ報酬の比率を高くすることで、早期の支払いを抑制しております。

## 第9号議案 定款一部変更の件(増資の方法について)

提案の内容：今後増資は、公募によらず、ライツ・イシューのみによって行い、公募の決定は株主総会で決議して行う旨を定款に明記する。

提案の理由：株主の権利を保護するために提案する。

前二回の公募増資はいずれも抽選となり、既存一般株主は難平さえ許されなかった。結果として一般株主は重要なステークホルダーながら、一株価値の希薄化の一時的な被害者となった。現時点から評価しても、公募増資は取締役の慰労金の役には立ったが、一株価値の希薄化以外の意味を持たなかった、株主にとってプラスの意味は全くなかったことが明らかである。今後このような取締役会の暴走を許さないために株主総会の決議なしに公募増資は行わないこととする。

### ○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、主要国の金融監督当局で構成されるバーゼル銀行監督委員会にて合意された自己資本規制(バーゼルⅢ)の適用を受けることとなります。このため、急激な市場環境の悪化によるリスクの増大などに対応するべく、機動的な資本調達ができることが事業活動の継続に不可欠です。

従いまして、取締役会決議によって行うことができる資本調達の方法をライツ・イシューのみに限定すること、また、公募による資本調達について株主総会の決議を必要とすることは、機動性の点で、当社の事業活動の継続に支障を来すことになりかねません。

## 第10号議案 定款一部変更の件(情報の開示について)

提案の内容：株主総会のシナリオと社員株主に対するリハーサルの内容を株主総会の八週間前に情報開示することを定款で定める。

提案の理由：株主が主体たるべき株主総会において、現在貴社が一般の株主を敵対視し、徹底的にコントロールする意図があることは明らかだが、そもそもそういうことをするべきではないのかな。それは経営者が不当に会社を私物化しているということになるんじゃないのかな。「上司に判断を仰ぐと間違ふから、判断させない」というのは駄目なんじゃないのかな、と思うので、どうしてもやるというなら、株主あての招集通知に、こういうシナリオでいくよ、とちゃんと書いておいて欲しい。

### ○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

#### 第11号議案 定款一部変更の件(投資先の制限について)

提案の内容：東京電力、および関西電力に対する融資、投資を禁じる旨を定款に明記する。

提案の理由：このようにハシズムに同調するように見せかけることで真面目な会社であることを世間に印象付け、結果として商行為でたんまり稼ぐことも可能であろう。また貴社が反対してこの提案を否決したとしても、ハシズムに同調する提案事例として報道されることもあるかもしれない。みずほFGの株も300口くらいはあったと思うが証券会社に貸しているので、今年は貴社のみに提案しておくことにするものである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

#### 第12号議案 定款一部変更の件(日常の基本動作の見直しについて)

提案の内容：貴社のオフィス内の便器はすべて和式とし、足腰を鍛練し、株価四桁を目指して日々ふんばる旨定款に明記するものとする。

提案の理由：貴社はいままさに破綻寸前である。別の表現をすれば今が「ふんばりどき」である。営業マンに大きな声を出させるような精神論では破綻は免れないが、和式便器に毎日またがり、下半身のねばりを強化すれば、かならず破綻は回避できる。できなかつたら運が悪かったと諦めるしかない。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

#### 第13号議案 定款一部変更の件(取締役の呼称について)

提案の内容：取締役の社内での呼称は「クリスタル役」とし、代表取締役社長は代表クリスタル役社長と呼ぶ旨定款に定める。

提案の理由：取締役という言葉の響きは堅苦しい。また去年の株主総会で気がついたのだが、取締役会では支配下の子会社の業績に関して全く取り締まっている様子がない。トマト栽培が儲かっていないという報告があった場合、取締役会では「なぜ儲からないのか」「どうやったら儲かるか」を諮らねばなるまい。しかし「利益はそれほど出ていません」で済ませるのは取締役会ではない。従って呼び方はいい加減なもので済ませることとする。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

#### 第14号議案 定款一部変更の件(口座開設の業務委託について)

提案の内容：新規口座開設やウェブサイト利用上のアドバイスなどの業務を専門業者に委託して行うこととし、定款に明記する。

提案の理由：某ネット専業証券会社が先行して実施しており、新規開拓に関して一定の効果が期待できることから。比較的資金力に乏しい若年層に対しても積極的なセールスを行うには、こうした効率化により、経費を抑える工夫が必須である。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

第15号議案 定款一部変更の件(発行可能株式総数について)

提案の内容：定款第6条に定める発行可能な普通株式を「60,000,000,000株」から「5,966,290,435株」に変更する。

提案の理由：現在の発行株式は収益に対して多すぎることから、自社株消却を行うものである。現在の設定は60億という漠然とした大きな数字または【個人名につき削除】が最強の格闘家として祭り上げられていた時代の人類の総数である。一枚一枚株券を刷る手間がなくなったからといって、そんなに闇雲に株券をばら撒いては、株価も下がろうというものだ。なにごと「ほどほど」と弁えることが肝要である。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

第16号議案 定款一部変更の件(定款の一部修正について)

提案の内容：定款第3条に「当会社は、本店を」とあるを「当会社は、本店を日本国」に改める。

提案の理由：「東京中央区」が中国で既に商標登録されているため。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

第17号議案 定款一部変更の件(暦法について)

提案の内容：定款第21条に「定時株主総会は、毎年4月1日から3カ月以内に招集し」とあるを「定時株主総会は、毎年グレゴリオ暦協定世界時における4月1日および10月1日からそれぞれ3カ月以内に招集し」と改める。

提案の理由：太陰暦およびグリニッジ標準時に基づいて貴社社員が有給休暇を取得する事故を防ぐため。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

第18号議案 定款一部変更の件(グループ長について)

提案の内容：取締役会長はグループ長とし、定款に明記する。

提案の理由：会長というと企業を私物化しているイメージが強い。偉い人が増えるとそれだけ余計な手当などの人権費が増えることになる。会長職はグループをまとめる担当という程度の位置づけに留め、企業の私物化を防がなくてはならない。

○**取締役会の意見：本議案に反対いたします。**

**第19号議案 定款一部変更の件(定款の附則について)**

提案の内容：定款の附則は削除する。

提案の理由：定款の附則は無責任に過ぎる。責任負わないものには権限もない。無責任だから、組織がバラバラになり、収益が上がらない。折角大枚はたいて雇い入れた元リーマンの人材がコネクションごと見切りをつけて出ていく。株価は下がる。配当も減る。

この流れを逆転させるためには経営トップの覚悟が必要である。千里の馬は常に有れども伯楽は常にはあらずと云う。トップに求められるのは自ら伯楽たらんとするゆるぎなき意志の力である。

○**取締役会の意見：本議案に反対いたします。**

本附則は、会社法制定時の経過措置に基づき、会社法施行前の取締役および執行役の責任軽減について定めた規定であり、その趣旨は第6号議案に対する取締役会の反対意見に記載したものと同様です。

以上

## インターネット等の電磁的方法による議決権行使のご案内

電磁的方法により議決権行使を行う場合は、次の事項をご確認の上、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

### 1. インターネット等による議決権行使方法

- (1) パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から当社が指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において行使が可能です。  
※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。
- (2) 上記議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
- (3) 株主様以外の第三者による不正アクセス（いわゆる「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には「仮パスワード」の変更（新しいパスワードの登録）をお願いいたします。
- (4) 議決権行使は、株主総会前日（平成24年6月26日（火曜日））午後5時30分まで可能ですが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。



### 2. 重複行使に関する留意事項

- (1) 書面による議決権行使と電磁的方法による議決権行使を重複行使する場合は、電磁的方法による議決権行使の内容を有効なものとして取り扱います。
- (2) 議決権行使サイトでは、複数回の議決権行使（やり直し）が可能です。電磁的方法で最後に行使された内容を有効なものとして取り扱います。

### 3. その他の留意事項

- (1) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット等の利用環境、携帯電話の機種等によっては、インターネット等による議決権行使ができない場合もございます。  
\* [iモード]は(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、[EZweb]はKDDI(株)、[Yahoo! ]は米国Yahoo! Inc.、  
[QRコード]は(株)デンソーウェーブの商標または登録商標です。

議決権行使サイトに関するお問合せ  
三菱UFJ信託銀行 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話（受付 9：00～21：00）：0120-173-027（通話料無料）

## 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

(添付書類)

# 第108期 事業報告

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

## I. 野村グループの現況に関する事項

### 1. 経営の基本方針と業務運営体制

#### (経営の基本方針)

野村グループは、「グローバルな競争力を備えた金融サービスグループ」として確固たる地位を築くことを経営目標に掲げております。証券業務をより広く捉え、国内の事業基盤を一層強化するとともに、ワールドクラスのビジネスをグローバルに展開し、国内外における野村グループの総合力を結集することにより、経営目標を達成し、株主価値の向上を図るものといたします。

お客様の目線に立って、最高のサービスを提供するとともに、新たな事業領域におけるビジネスの拡大をいち早く実現することにより、新たな成長モデルの構築に邁進してまいります。経営指標としては、連結ベースで中長期的に10%から15%の水準の株主資本純利益率(ROE)を平均して確保することを目標としております。しかしながら、不安定な世界の経済情勢や、バーゼル銀行監督委員会をはじめとする各国の金融当局による規制強化など、金融機関を取り巻く環境変化の動向によっては、何らかの影響を受ける可能性は否定できません。

野村グループは引き続き、法令・諸規則の遵守と適正な企業行動を重視し、日々の業務執行においてコンプライアンスを徹底してまいります。

#### (業務運営体制)

野村グループの業務運営は、統一された戦略のもとに、個々の会社単位ではなく、グローバルに連携された部門を中心として行われています。野村グループの部門は、営業部門、アセット・マネジメント部門およびホールセール部門の3部門で構成

されており、それぞれの部門において専門性の向上、ビジネスの推進・拡大を図るとともに、地域および部門間の連携を強化することでグループとしてのビジネスの総和を極大化してまいります。

### 2. 事業の経過およびその成果

#### (1)業績総括

当期の世界経済は、欧州での政府債務問題に起因する国際金融市場の混乱、先進国での消費低迷、中国をはじめとする新興国の景気減速懸念、中東政情の不安定化と原油価格高騰による影響などにより回復基調が弱まりました。景気の先行きに対する不透明感が急激に高まり、世界的に株式などのリスク資産への投資を回避する動きが加速しました。

一方、わが国経済も、東日本大震災の影響による製品供給網の寸断で輸出が落ち込み、1ドル=75円台まで進行した急激かつ大幅な円高やタイの洪水などの影響を受けて減速しました。昨年末以降、一時、欧州債務問題への懸念が緩和したことや米国の経済指標の改善、復興需要の顕在化や自動車生産の回復などを受けて景況感はやや回復しましたが、金融業を除く主要上場企業の経常利益は2割程度の減益になったと見込まれます。

東証株価指数(TOPIX)は期初の862ポイントから一時上昇した後、11月には706ポイントまで下落しました。年度末には854ポイントまで回復しましたが、株式市場の下落と先行きに対する不透明感などから日本企業の国内外の資本市場における資金調達額は大きく減少し、年間を通じて金融・証券市場における投資家の活動は低迷しました。

また、バーゼルⅢ(金融機関に対する新たな自己資本等に関する規制)や米国ドッド・フランク法をはじめとして、国内外における金融機関に対する規制・監督の強化の動きも続いております。

このような中、野村グループでは、厳しい事業環境にいち早く適応するため総額12億ドルのコスト削減策を決定し、欧州

における規模の適正化と各地域への資源配分の見直しを通じてコスト効率の改善に努めました。

またお客様中心主義のもと、営業部門ではコンサルティング営業の推進および商品の多様化、アセット・マネジメント部門では国内外における運用資産の拡大と運用パフォーマンスの向上に努めました。ホールセール部門では、お客様に付加価値が提供できるビジネス分野での「選択と集中」戦略を推進し、ビジネス間の連携強化、顧客とのビジネスにかかる収益の拡大、提供する商品やソリューション（問題解決策）の多様化などに取り組みました。その結果、コスト削減を着実に実行しながら、事業基盤を大幅に縮小することなく、全社ベースで3期連続の黒字を達成することができました。

当期の収益合計（金融費用控除後）は前期比35.8%増の1兆5,359億円、金融費用以外の費用は同39.9%増の1兆4,509億円、税引前当期純利益は850億円、当社株主に帰属する当期純利益は116億円となり、当期のROEは0.6%となっております。

## 連結経営成績

	(単位：億円)		(%)
	第107期 (平22.4.1～ 平23.3.31)	第108期 (平23.4.1～ 平24.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計（金融費用控除後）	11,307	15,359	35.8
金融費用以外の費用	10,374	14,509	39.9
税引前当期純利益（損失）	933	850	△8.9
法人所得税等	613	589	△4.0
当期純利益（損失）	319	261	△18.4
差引：非支配持分に帰属する 当期純利益（損失）	33	145	343.4
当社株主に帰属する 当期純利益（損失）	287	116	△59.6
株主資本当社株主に帰属する 当期純利益率（ROE）	1.4%	0.6%	-

## (2) セグメント情報

当社の業務運営および経営成績の報告は、営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門の区分で行われております。

### セグメント情報（セグメント合計）

	(単位：億円)		(%)
	第107期 (平22.4.1～ 平23.3.31)	第108期 (平23.4.1～ 平24.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計（金融費用控除後）	11,476	15,321	33.5
金融費用以外の費用	10,374	14,509	39.9
税引前当期純利益（損失）	1,102	812	△26.3

営業目的で保有する投資持分証券の評価損益を含まないセグメント数値（セグメント合計）における当期の収益合計（金融費用控除後）は前期比33.5%増の1兆5,321億円、金融費用以外の費用は同39.9%増の1兆4,509億円、税引前当期純利益は812億円となりました。

## 営業部門

	(単位：億円)		(%)
	第107期 (平22.4.1～ 平23.3.31)	第108期 (平23.4.1～ 平24.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計（金融費用控除後）	3,924	3,503	△10.7
金融費用以外の費用	2,912	2,871	△1.4
税引前当期純利益（損失）	1,012	631	△37.6

収益合計（金融費用控除後）は、投信募集手数料や株式委託手数料の減少などにより、前期比10.7%減の3,503億円となりました。金融費用以外の費用は同1.4%減の2,871億円、税引前当期純利益は同37.6%減の631億円となりました。

お客様からのご相談やご要望に応じたコンサルティング営業を中心にビジネス展開を図ってまいりました。より多くのお客様のニーズに応えるために4店舗を出店し、また昨年10月か

ら開始した野村ネット&コールにおいては非対面でのサービスの充実を図りました。

コンサルティング営業の結果、株式、債券、投資信託、保険を中心にバランスの取れたビジネス拡大につながり、お客様からお預かりした資産の純増額は2.4兆円となりました。お客様からお預かりしている資産の残高は前期末の70.6兆円から72.0兆円に増加し、お客様の口座数も前期末比で4.9万口座増の498.5万口座となるなど、営業基盤は着実に拡大しております。

## アセット・マネジメント部門

	(単位：億円)		(%)
	第107期 (平22.4.1～ 平23.3.31)	第108期 (平23.4.1～ 平24.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計(金融費用控除後)	665	658	△1.1
金融費用以外の費用	465	453	△2.6
税引前当期純利益(損失)	200	205	2.5

(注)平成23年4月より、アセット・マネジメント部門のノムラ・バンク・ルクセンブルグS.A.をその他のビジネスに統合いたしました。これに伴い、アセット・マネジメント部門とその他の損益を過去に遡り組み替えております。

収益合計(金融費用控除後)は、前期比1.1%減の658億円となりました。また、金融費用以外の費用は同2.6%減の453億円となりました。その結果、税引前当期純利益は同2.5%増の205億円となりました。

厳しい投資環境の中、投資信託ビジネスでは、海外債券や日本株をはじめとした幅広い投資資産のファンドに資金が流入しました。さらに、当期に設定した投資環境に即した投資戦略で運用を行うファンドが運用資産の拡大に寄与しました。投資顧問ビジネスでは、国内の年金基金およびアジア・欧州を中心とした海外の年金基金や政府系機関など機関投資家からの受託が順調に増加しました。

この結果、アクティブ運用をはじめとした多様な運用商品への資金流入により、平成24年3月末の運用資産残高は24.6兆円となりました。

## ホールセール部門

	(単位：億円)		(%)
	第107期 (平22.4.1～ 平23.3.31)	第108期 (平23.4.1～ 平24.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計(金融費用控除後)	6,305	5,559	△11.8
金融費用以外の費用	6,238	5,935	△4.9
税引前当期純利益(損失)	67	△376	-

収益合計(金融費用控除後)は、前期比11.8%減の5,559億円となりました。欧州における経済・金融市場の混乱の影響により、上期は対顧客取引が減少し、海外ビジネスが減収となるなど、厳しい決算となりました。下期に入り、第3四半期にプライベート・エクイティ関連の収益を計上したほか、第4四半期には欧州・米州地域で収益を回復させたものの、上期の業績を補うには至らず、通期では前期比で減収となりました。

また、昨年7月および11月に公表した12億ドルのコスト削減計画は順調に進捗し、金融費用以外の費用は前期比4.9%減の5,935億円となりました。この結果、税引前当期純損失は376億円となりました。

## グローバル・マーケット

フィクスト・インカム(債券関連)ビジネスでは、欧州危機を背景とした厳しい経営環境の中、前期を上回る業績を達成しました。市場では顧客・投資家の活動が低下したものの、顧客フローの取り込みとリスク管理の徹底により、顧客との取引に伴うビジネスが大きく収益に貢献しました。

商品別では、市場の低迷により証券化商品が伸び悩んだものの、金利、クレジットともにストラクチャード・ビジネスが収益を牽引し、為替も好調な業績を上げました。

地域別では、第3四半期以降は海外を中心に収益が大きく改善しています。

エクイティ(株式関連)ビジネスでは、投資家の活動が停滞し、世界的に取引所での取引高が減少するなど、厳しい一年となりました。

商品別では、エグゼキューション・サービス（売買執行にかかるサービス）の手数料収入が市場出来高の減少とともに減少しましたが、デリバティブ関連ビジネスでは国内における新たな商品の投入や海外での事業会社向けのソリューションの提供などが収益に貢献しました。また、市場における主要な流動性供給者として、東京証券取引所およびロンドン証券取引所において株式売買代金のマーケット・シェア第1位を堅持しました。

欧州市場は不透明な情勢が続いていますが、米州におけるビジネスの拡大やアジアでのプレゼンスの向上が収益の多様化に貢献しています。

また、リサーチにおいては、国内の株式・債券部門のランキングで第1位を獲得し、業界トップの地位を堅持しました。海外では、アジアにおける債券部門のランキングのほか、欧州や米州でも順位を上げています。

### インベストメント・バンキング

インベストメント・バンキングでは、株式を中心とする資金調達やM&Aの世界的な停滞が影響し、前期比で減収となりましたが、地域をまたいだ連携の推進などにより、グローバルなビジネスは拡大しました。

国内においては市場全体で株式および債券の発行が減少したものの、安定した事業基盤のもと、株式や債券の引受けやM&Aアドバイザーなど各ビジネスで高い市場シェアを維持しました。

また、海外では、資源セクター最大のM&A案件でのファイナンシャル・アドバイザーを務め、また、欧州を中心とした金融機関の資金調達やクロスボーダーM&A案件などでも重要な役割を担っております。

さらに、お客様の多様化するニーズにより一層対応すべく、M&Aや資金調達に付随する為替・金利関連取引などの非伝統的なソリューション・ビジネスも拡充させています。

### その他

	(単位：億円)		(%)
	第107期 (平22.4.1～ 平23.3.31)	第108期 (平23.4.1～ 平24.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計(金融費用控除後)	581	5,601	864.2
金融費用以外の費用	759	5,250	592.0
税引前当期純利益(損失)	△178	351	-

収益合計（金融費用控除後）は、主に野村土地建物株式会社（以下「野村土地建物」）を子会社化したことにより5,601億円となりました。また、それに伴い金融費用以外の費用は5,250億円となり、その結果、税引前当期純利益は351億円となりました。

### 3. 資金調達等についての状況

#### (1) 資金調達の状況

資金調達につきましては、主に当社、野村證券、ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.およびノムラ・バンク・インターナショナルPLCが調達主体となり、外部借入・起債などを行っております。また、保有資産の流動性や使用通貨に合わせた資金調達により、調達構造の最適化を図ってまいりました。

当期につきましては当社は、合計454億円の国内無担保社債を発行いたしました。加えて平成23年12月に1,700億円の劣後特約および条件付債務免除特約付無担保社債を発行いたしました。

#### (2) 設備投資の状況

設備投資に関しましては、国内ならびにグローバルなビジネスラインの業務推進支援を目的として、グループにおける各種ビジネスにかかるシステムを中心に投資しております。営業部門では、野村証券において国内店舗網を拡充するとともに、現行システムからパッケージサービス「STAR」への移行に向けて設備投資を行っております。ホールセール部門では、機関投資家のグローバルなオーダーに対応するトレーディングシステムの拡充やシステム基盤の強化を行っております。

## 4. 財産および損益の状況

米国基準(注)				
期 別	第105期 (平20.4.1~21.3.31)	第106期 (平21.4.1~22.3.31)	第107期 (平22.4.1~23.3.31)	第108期 (平23.4.1~24.3.31)
項 目				
収益合計	6,645億円	13,568億円	13,855億円	18,518億円
収益合計(金融費用控除後)	3,126億円	11,508億円	11,307億円	15,359億円
税引前当期純利益(損失)	△7,803億円	1,052億円	933億円	850億円
当社株主に帰属する 当期純利益(損失)	△7,082億円	678億円	287億円	116億円
1株当たり当社株主に帰属する 当期純利益(損失)	△364.69円	21.68円	7.90円	3.18円
希薄化後1株当たり当社株主に帰属する 当期純利益(損失)	△366.16円	21.59円	7.86円	3.14円
総資産	248,378億円	322,304億円	366,930億円	356,973億円
当社株主資本合計	15,394億円	21,269億円	20,828億円	21,072億円

(注) 米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき記載しております。

## 5. 対処すべき課題

金融機関に対する規制強化が進み、また欧州における財政危機問題をはじめとした様々な不安定要因が発生するなど、世界的に厳しい金融・経済環境が続いております。平成24年に入り、マーケットは一時落ち着きを取り戻しつつありましたが、再び先行きに対する不透明感が高まっており、本格回復に至るまでにはまだ相当な時間を要する可能性があると思っております。このような経営環境の下、当社は、経営資源の適正な配分を進め、さらなる効率性の追求、競争力の強化および収益性の向上を目指します。当社は、従来フィクスト・インカムとエクイティのシナジーの実現を促進する目的でこの両者をグローバル・マーケットとしてひとつの組織としておりましたが、両者間の連携が進んでいることから、意思決定の一層の迅速化を図る目的で平成24年4月にグローバル・マーケットという枠組みを外し、改めてフィクスト・イ

ンカムとエクイティという2つの組織といたしました。今後も、経営目標の達成のため、ビジネス環境の変化に適応した効率的な業務プロセスの構築を随時行ってまいります。

また、当社の競争優位性である強固な財務基盤を活かし、今後の市場環境、金融環境およびお客様のニーズに即したサービス、ソリューションの提供を機動的に実現し、マーケットを通じた安定的で円滑な資金供給の場を提供するという当社の社会的役割を全うしてまいります。

各部門の課題、取り組みは以下のとおりです。

### 【営業部門】

営業部門においては、お客様の多様化、高度化するニーズに対応するために、対面、インターネット、コールセンターなどを通して提供する金融商品、サービスの拡充を図ってまいります。コンサルティング営業を推し進め、お客様のニーズに沿ったワールドクラスの質の高い商品・サービスを提供

していくことで、野村グループが、引き続きお客様の信頼できるパートナーであり続けることができるように取り組んでまいります。

#### 【アセット・マネジメント部門】

投資信託ビジネスにおいては、個人投資家の幅広い投資ニーズに応える多様な投資機会を、投資顧問ビジネスにおいては、内外の機関投資家へ付加価値の高い運用サービスを提供することにより、顧客基盤の拡大と運用資産の増加を図ってまいります。日本とアジアに高い競争力を持つワールドクラスの運用会社として、運用パフォーマンスの向上を目指すとともに、世界の投資家から高く信頼される存在を目指してまいります。

#### 【ホールセール部門】

ホールセール部門には、金融商品の取引、販売および組成に関する業務を行うフィクスト・インカムおよびエクイティ、投資銀行業務を行うインベストメント・バンキングの3つの事業分野があります。

マーケットに関連するフィクスト・インカムおよびエクイティの業務では、野村グループのトレーディング力、リサーチ力や販売力などを活用して、お客様への付加価値の高い商品やソリューションの提供に取り組んでまいりました。

引き続き、フィクスト・インカムの事業分野では、お客様中心主義を軸にしたグローバルな展開を推進し、エクイティの事業分野では、日本における強固な顧客基盤などを背景に、アジアでの優位性をさらに強固なものとし、欧州や米州における事業基盤の強化を進めてまいります。

一方、インベストメント・バンキングにおいては、お客様それぞれの戦略を的確に捉えた付加価値の高いソリューションを迅速に提供することにより、M&Aアドバイザーや資金調達ビジネスなどの拡大に取り組み、収益源の多様化を進めてまいります。

また、ホールセール部門では、お客様の要望に応えるために、グループ内のこれら複数の事業分野および地域をまたいだ連携が一層重要になっています。グローバルな金融サービスグループとして、特に、さらなる経済発展および顧客企業の進出が見込め、また当社が地理的にも優位性を持つアジア地域において、今後の成長のための総合力の発揮に努めてまいります。日本とその他のアジア地域との一体運営、ビジネス連携の強化を進め、さらにグローバルな業務展開を通じた事業基盤の融合・発展により、ワールドクラスのサービスを提供する投資銀行としての地位の確立を目指してまいります。

以上の取り組みの実効性を高めるべく、国内外におけるグループの総力を結集し、金融・資本市場の安定とさらなる拡大・発展に尽力するとともに、グループ全体の収益力の強化を通じて経営目標の達成および株主価値の極大化を図ってまいります。

#### 【その他の課題】

リスクマネジメントについては、グローバルなリスク管理の一層の強化と効率化が必要であり、事後計測型のリスク管理体制ではなく、事前予測型のリスク管理体制を構築してまいります。経営トップ自らがリスクマネジメントに積極的に関与し、的確な判断を下す体制の拡充に努めてまいります。

コンプライアンスについては、業務の多様化・国際化が進む中、その重要性はますます高くなっていると認識しております。当社は、営業を展開している各国の法令・規則の遵守の徹底に努めることはもちろんのこと、加えて、単に法令・規則の遵守にとどまらず、社会およびお客様からの信頼に覚え、金融・資本市場の一層の発展に資するべく、すべての役職員がプロフェッショナルとしての高い倫理観をもって業務に取り組む体制をさらに充実させてまいります。

人事については、優秀な人材こそが資産と考えております。顧客重視の基本的な考え方のもと、総合的な成果主義に基づいてグローバルに統一した人事制度を通じ、お客様にご満足いただける総合サービスを提供できるプロフェッショナルな集団を作っております。

## 6. 主要な事業内容

野村グループの主たる事業は、証券業を中核とする投資・金融サービス業であり、わが国をはじめ世界の主要な金融・資本市場を網羅する営業拠点等を通じ、お客様に対し資金調達、資産運用の両面で幅広いサービスを提供しております。具体的な事業として、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い、自己資金投資業、アセット・マネジメント業およびその他の証券業ならびに金融業等を営んでおります。当社の事業別セグメントは、営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門の区分で構成されています。

## 7. 主要拠点等

### (1) 国内の主要拠点

当社本社(東京)

野村証券株式会社 本支店(計178店)

東京都 43店 関東地方(東京都を除く) 43店

北海道地方 5店 東北地方 10店

北陸地方 4店 中部地方 16店

近畿地方 31店 中国地方 9店

四国地方 5店 九州・沖縄地方 12店

野村アセットマネジメント株式会社(東京、大阪ほか)

野村信託銀行株式会社(東京、大阪)

野村ファシリティーズ株式会社(東京)

### (2) 海外の主要拠点

ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.

(アメリカ ニューヨーク市)

ノムラ・インターナショナルPLC(イギリス ロンドン市)

ノムラ・インターナショナル(ホンコン)LIMITED

ノムラ・シンガポールLIMITED

インスティネットInc. (アメリカ ニューヨーク市)

### (3) 使用人の状況

使用人数(人)	前事業年度末比増減(人)
34,395	7,524(増)

(注) 1. 使用人数には当社および連結子会社の使用人数の合計(臨時使用人を除く)を記載しております。

2. 使用人数は就業人員数であります。

3. 当事業年度において、当社の関連会社であった野村土地建物の株式を追加取得し、子会社化いたしました。これに伴い、前事業年度と比べ従業員数が大幅に増加しております。

## (4)重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	事業内容
野村証券株式会社	東京都 中央区	100億円	100%	証券業
野村アセットマネジメント株式会社	東京都 中央区	171億80百万円	100%	投資信託委託業、投資顧問業
野村信託銀行株式会社	東京都 千代田区	300億円	100%	銀行業、信託業
野村ファシリティーズ株式会社	東京都 中央区	4億80百万円	100%	不動産賃貸および管理業
野村土地建物株式会社	東京都 中央区	10億15百万円	100%	不動産賃貸および管理業
野村不動産ホールディングス株式会社	東京都 新宿区	1,156億26百万円	51%*	持株会社
ノムラ・ホールディング・アメリカInc.	アメリカ・ニューヨーク市	49億3,863万米ドル	100%	持株会社
ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.	アメリカ・ニューヨーク市	36億5,000万米ドル	100%*	証券業
ノムラ・アメリカ・モーゲッジ・ファイナンスLLC	アメリカ・ニューヨーク市	15億8,089万米ドル	100%*	持株会社
インスティネットInc.	アメリカ・ニューヨーク市	13億696万米ドル	100%*	持株会社
ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC	イギリス・ロンドン市	59億2,997万米ドル	100%	持株会社
ノムラ・インターナショナルPLC	イギリス・ロンドン市	64億1,726万米ドル	100%*	証券業
ノムラ・バンク・インターナショナルPLC	イギリス・ロンドン市	5億5,500万米ドル	100%*	金融業
ノムラ・プリンシパル・インベストメントPLC	イギリス・ロンドン市	9億9,745万英ポンド	100%	投資会社
ノムラ・キャピタル・マーケットズPLC	イギリス・ロンドン市	31億2,320万米ドル	100%	金融業
ノムラ・アジア・ホールディングN.V.	オランダ・アムステルダム市	1,221億22百万円	100%	持株会社
ノムラ・インターナショナル (ホンコン) LIMITED	香 港	1,327億11百万円	100%*	証券業
ノムラ・シンガポール LIMITED	シンガポール・シンガポール市	2億3,900万シンガポールドル	100%*	証券業、金融業

(注) 1. 資本金は各会社の会計通貨により表示しております。資本金がゼロまたは名目的な金額の会社(主にアメリカを所在地とする会社)につきましては、資本準備金相当額を含んだ額を開示しております。また当社の議決権比率欄の\*は間接所有株式の議決権を含めた比率であります。

2. 当期末の連結子会社および連結変動持分事業体は763社、持分法適用会社は、株式会社野村総合研究所等、18社となりました。

## 8. 主要な借入先の状況

借入先	借入金の種類	借入金残高
株式会社三井住友銀行	長期借入金	250,000
	短期借入金	70,000
株式会社みずほコーポレート銀行	長期借入金	285,000
	短期借入金	35,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	長期借入金	207,885
	短期借入金	90,400
株式会社りそな銀行	長期借入金	80,000
	短期借入金	20,000
三菱UFJ信託銀行株式会社	長期借入金	55,000
	短期借入金	45,000
中央三井信託銀行株式会社	長期借入金	50,000
住友信託銀行株式会社	短期借入金	30,000
株式会社千葉銀行	長期借入金	30,000
	短期借入金	10,000
株式会社静岡銀行	長期借入金	35,000
株式会社八十二銀行	長期借入金	25,000
	短期借入金	5,000
農林中央金庫	長期借入金	50,000
第一生命保険株式会社	長期借入金	40,000
日本生命保険相互会社	長期借入金	20,000
	短期借入金	10,000

- (注) 1. 短期借入金はすべて1年以内返済期限到来の長期借入金です。  
 2. 中央三井信託銀行株式会社および住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付で、中央三井アセット信託銀行株式会社を含めた3社合併により、三井住友信託銀行株式会社となりました。

## 9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、拡大する事業機会を迅速・確実に捉えるために必要となる十分な株主資本の水準を保持することを基本としております。必要となる資本の水準につきましても、以下を考慮しつつ適宜見直してまいります。

- ・事業活動に伴うリスクと比較して十分であること
- ・監督規制上求められる水準を充足していること
- ・グローバルに事業を行っていくために必要な格付けを維持すること

当社は、株主の皆様への利益還元について、株主価値の持続的な向上および配当を通じて実施していくことを基本と考えています。

配当につきましては、連結配当性向30%を重要な指標のひとつとし、安定的な支払いに努めてまいります。

しかしながら、各期の配当額については、パーゼル規制強化をはじめとする国内外の規制環境の動向、連結業績を合わせて総合的に勘案し、決定してまいります。

なお、当社は、会社法第459条第1項に基づき、6月30日、9月30日、12月31日および3月31日を基準日として、取締役会の決議により剰余金の配当を実施することができる旨を定款に定めておりますが、配当回数については、原則として年2回(基準日：9月30日、3月31日)といたします。

内部留保金については、前記規制環境の変化に万全の対応を行うとともに、株主価値の向上につなげるべく、インフラの整備・拡充も含め、高い収益性・成長性を見込める事業分野に有効投資してまいります。

自己株式の取得につきましては、経営環境の変化に機動的に対応し、株主価値の向上に資する財務政策の選択肢として検討してまいります。自己株式の取得枠の設定を決定した場合には、速やかに公表し、当社の運営方針に従って実行してまいります。

### (当期の剰余金の配当)

当期の剰余金の配当等の決定に関する方針を踏まえ、平成23年9月30日を基準日とする配当金は、1株当たり4円をお支払いいたしました。平成24年3月31日を基準日とする配当金につきましては、同方針に基づき1株当たり2円をお支払いいたしました。これにより年間での剰余金の配当は1株につき6円となりました。

当期にかかる剰余金の配当の明細は次のとおりです。

決議	基準日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)
平成23年11月1日 取締役会	平成23年 9月30日	14,658	4.00
平成24年4月27日 取締役会	平成24年 3月31日	7,334	2.00

## 10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

### (企業結合の状況)

当社は、平成23年5月、当社の関連会社であった野村土地建物の株式を追加取得して子会社化し、同年7月1日付で株式交換の方法により完全子会社化(100%子会社化)いたしました。また、これに伴い、野村土地建物の子会社である野村不動産ホールディングス株式会社等が当社の連結子会社となりました。

## II. 株式に関する事項

1. 当社が発行できる株式の総数 6,000,000,000株  
各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりです。

種類	発行可能種類株式総数(株)
普通株式	6,000,000,000
第1種優先株式	200,000,000
第2種優先株式	200,000,000
第3種優先株式	200,000,000
第4種優先株式	200,000,000

2. 発行済株式総数 普通株式 3,822,562,601株

3. 株主数 477,052名

4. 上位10名の株主

株主名	持株数および持株比率	
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	187,713	5.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	135,436	3.7
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS	93,365	2.5
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	50,926	1.4
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	47,713	1.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	37,090	1.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	34,577	0.9
ステート ストリート バンク ウェスト ペンション ファンド クライアantz エグゼンプト	33,413	0.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	33,268	0.9
野村グループ従業員持株会	33,115	0.9

- (注) 1. 当社は、平成24年3月31日現在、自己株式を155,753千株保有しておりますが上位10名の株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 5. 自己株式の取得、処分等および保有の状況

### (1) 取得した株式

普通株式	47,842,719株
取得価額の総額	8,287,428千円
取得事由	
当社会社からの現物配当による取得	
当社株主からの買取請求による取得	

### (2) 処分した株式

普通株式	9,273,130株
処分価額の総額	6,694,839千円

### (3) 当事業年度末日における保有株式

普通株式	155,752,988株
------	--------------

## Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

### 1. 当事業年度末日現在の新株予約権等の状況

新株予約権の名称	割当日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる普通株式の数	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使価額(1株当たり)
第6回	平17. 6. 3	112個	112,000株	平19. 6. 4～24. 6. 3	1円
第8回	平17. 7.25	14,798個	1,479,800株	平19. 7. 1～24. 6.30	1,134円
第9回	平18. 4.24	882個	88,200株	平20. 4.25～25. 4.24	1円
第10回	平18. 6.12	2,627個	262,700株	平20. 6.13～25. 6.12	1円
第11回	平18. 7.14	17,420個	1,742,000株	平20. 7. 7～25. 7. 6	1,763円
第12回	平18.10.10	47個	4,700株	平20.10.11～25.10.10	1円
第13回	平19. 4.25	3,373個	337,300株	平21. 4.26～26. 4.25	1円
第14回	平19. 6.21	4,056個	405,600株	平21. 6.22～26. 6.21	1円
第15回	平19. 8. 1	1,130個	113,000株	平21. 8. 2～26. 8. 1	1,909円
第16回	平19. 8. 1	18,200個	1,820,000株	平21. 8. 2～26. 8. 1	1,909円
第17回	平19. 8. 1	2,036個	203,600株	平21. 8. 2～26. 8. 1	1円
第18回	平19.10.19	218個	21,800株	平21.10.20～26.10.19	1円
第19回	平20. 4.23	6,003個	600,300株	平22. 4.24～27. 4.23	1円
第20回	平20. 6.23	733個	73,300株	平22. 6.24～27. 6.23	1円

新株予約権の名称	割当日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる普通株式の数	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使価額(1株当たり)
第21回	平20. 6.23	3,468個	346,800株	平22. 6.24～27. 6.23	1円
第22回	平20. 8. 5	1,100個	110,000株	平22. 8. 6～27. 8. 5	1,312円
第23回	平20. 8. 5	18,980個	1,898,000株	平22. 8. 6～27. 8. 5	1,312円
第24回	平20. 8. 5	30個	3,000株	平22. 8. 6～27. 8. 5	1円
第26回	平20.11.10	104個	10,400株	平22.11.11～27.11.10	1円
第27回	平20.11.10	141個	14,100株	平22.11.11～27.11.10	1円
第28回	平21. 4.30	8,513個	851,300株	平23. 5. 1～28. 4.30	1円
第29回	平21. 6.16	3,061個	306,100株	平23. 6.17～28. 6.16	1円
第30回	平21. 6.16	5,771個	577,100株	平23. 6.17～28. 6.16	1円
第31回	平21. 8. 5	1,760個	176,000株	平23. 8. 6～28. 8. 5	745円
第32回	平21. 8. 5	23,235個	2,323,500株	平23. 8. 6～28. 8. 5	745円
第34回	平22. 5.18	22,086個	2,208,600株	平24. 5.19～29. 5.18	1円
第35回	平22. 5.18	76,948個	7,694,800株	平24. 5.19～29. 5.18	1円
第36回	平22. 5.18	22,118個	2,211,800株	平25. 5.19～29. 5.18	1円
第37回	平22. 7.28	296,442個	29,644,200株	平24. 4.30～29. 4.29	1円
第38回	平22. 7.28	94,864個	9,486,400株	平25. 4.30～30. 4.29	1円
第39回	平22.11. 6	28,410個	2,841,000株	平24.11.16～29.11.15	481円
第40回	平23. 6. 7	197,496個	19,749,600株	平24. 5.25～30. 5.24	1円
第41回	平23. 6. 7	196,010個	19,601,000株	平25. 5.25～30. 5.24	1円
第42回	平23. 6. 7	195,609個	19,560,900株	平26. 5.25～30. 5.24	1円
第43回	平23.11.16	28,510個	2,851,000株	平25.11.16～30.11.15	302円

- (注)1. 各新株予約権は、すべてストック・オプション目的で発行されており、金銭による払込みを要しない形で発行しています。
2. 各新株予約権の譲渡には取締役会の承認を要します。
3. 各新株予約権の一部行使はできません。また、権利行使制限期間中に退職等により役員または使用人の地位を失った場合は、原則として権利を失います。
4. 新株予約権1個当たりの目的である株式数については、第6回新株予約権は1,000株、第8回ないし第43回新株予約権は100株となっております。
5. 新株予約権の数ならびに新株予約権の目的となる普通株式の数は期末日現在の数であります。
6. 第6回、第8回ないし第14回、第16回ないし第19回、第21回、第23回、第27回、第28回、第30回、第32回、第35回、第36回の各新株予約権は株主総会の有利発行決議に基づき発行されております。
7. 第1回ないし第5回、第7回、第25回、および第33回新株予約権は、権利行使、(注3)の権利失効および行使期間の終了等により、すべて消滅いたしました。

## 2. 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

新株予約権 の名称	取締役および執行役 (社外取締役を除く)		社外取締役	
	新株予約権の数	保有人数	新株予約権の数	保有人数
第6回	10個	1人	—	—
第8回	660個	5人	40個	1人
第10回	103個	1人	—	—
第11回	480個	6人	20個	1人
第14回	91個	1人	30個	1人
第15回	100個	1人	20個	1人
第16回	380個	5人	—	—
第20回	—	—	30個	1人
第21回	79個	1人	—	—
第22回	200個	2人	60個	3人
第23回	300個	4人	—	—
第24回	—	—	30個	1人
第28回	1,627個	1人	—	—
第29回	200個	1人	90個	3人
第30回	430個	2人	—	—
第31回	300個	3人	60個	3人
第32回	200個	3人	—	—
第34回	10,283個	3人	—	—
第35回	2,712個	4人	—	—
第36回	485個	1人	—	—
第40回	4,485個	7人	—	—
第41回	4,483個	7人	—	—
第42回	4,481個	7人	—	—

(注) 新株予約権の数は期末日現在の数であります。

## 3. 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

新株予約権 の名称	当社使用人 (当社の役員を兼ねて いる者を除く)		当社の子会社の役員および使用人 (当社の役員または使用人を 兼ねている者を除く)	
	新株予約権の数	保有人数	新株予約権の数	保有人数
第40回	16,747個	21人	187,495個	726人
第41回	16,743個	21人	186,006個	726人
第42回	16,735個	21人	185,588個	725人
第43回	—	—	28,580個	1,138人

(注) 新株予約権の数は交付日現在の数であります。

## 4. その他新株予約権等に関する重要な事項

平成24年5月16日、当社はストック・オプションの目的で平成24年6月5日を割当日として、第44回から第50回新株予約権を当社の役員および使用人ならびに当社子会社の役員および使用人に発行することを決議いたしました。発行される新株予約権の総数は594,656個で、その目的である普通株式は59,465,600株の予定です。行使価額は1株当たり1円となっております。

## IV. 会社役員に関する事項

### 1. 取締役の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職状況
取締役会長	古 賀 信 行	指名委員(委員長) 報酬委員(委員長)	神奈川開発観光(株)代表取締役社長 野村證券(株)取締役会長
取締役	渡 部 賢 一	代表執行役兼務	野村證券(株)取締役兼執行役社長
取締役	柴 田 拓 美	代表執行役兼務	野村證券(株)取締役兼執行役副社長
取締役 (社外)	坂 根 正 弘	指名委員 報酬委員	(株)小松製作所取締役会長 東京エレクトロン(株)社外取締役 旭硝子(株)社外取締役 野村證券(株)社外取締役 *
取締役 (社外)	兼 元 俊 徳	指名委員 報酬委員	シティユーワ法律事務所オブ・カウンセラー 亀田製菓(株)社外監査役 野村證券(株)社外取締役 *
取締役 (社外)	辻 晴 雄	監査委員(委員長)	シャープ(株)相談役 小林製菓(株)社外取締役 セーレン(株)社外取締役 野村證券(株)社外取締役 *
取締役 (社外)	藤 沼 亜 起	監査委員	(株)東京証券取引所グループ社外取締役 東京証券取引所自主規制法人理事 住友商事(株)社外監査役 武田薬品工業(株)社外監査役 住友生命保険(株)社外取締役 (株)セゾン&アイホールディングス社外監査役 野村證券(株)社外取締役 *
取締役	板 谷 正 徳	監査委員	野村證券(株)取締役
取締役	西 松 正 記	監査特命取締役	野村アセットマネジメント(株)社外取締役 野村信託銀行(株)社外取締役
取締役 (社外)	草 刈 隆 郎		日本郵船(株)相談役 新日本製鐵(株)社外監査役 野村證券(株)社外取締役 *
取締役 (社外)	Colin Marshall [コリン・マーシャル]		Pirelli UK Limited ノン・エグゼクティブ・ディレクター Nomura Europe Holdings plc ノン・エグゼクティブ・ディレクター * Nomura International plc ノン・エグゼクティブ・ディレクター *
取締役 (社外)	Clara Furse [クララ・ファース]		Legal & General Group plc ノン・エグゼクティブ・ディレクター Amadeus IT Holding SA ノン・エグゼクティブ・ディレクター UK Department for Work and Pensions ノン・エグゼクティブ・ディレクター Nomura Europe Holdings plc ノン・エグゼクティブ・ディレクター * Nomura International plc ノン・エグゼクティブ・ディレクター *
取締役 (社外)	Michael Lim Choo San [マイケル・リム]		Land Transport Authority of Singapore チェアマン Nomura Singapore Ltd. ノン・エグゼクティブ・チェアマン * Nomura Asia Holding N.V. ノン・エグゼクティブ・ディレクター *

地位	氏名	担当	重要な兼職状況
取締役	David Benson [デイビッド・ベンソン]		Nomura Europe Holdings plc ディレクター Nomura International plc ディレクター

- (注) 1. 取締役 坂根正弘、兼元俊徳、辻晴雄、藤沼亜起、草刈隆郎、Colin Marshall、Clara FurseおよびMichael Lim Choo Sanは会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、(株)東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
2. 監査委員である取締役 藤沼亜起は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 社外取締役の兼職先のうち、\*の記載がある会社は当社の100%子会社(間接所有を含む。)です。社外取締役のその他の兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。
4. 平成23年6月28日開催の第107回定時株主総会において、古賀信行、兼元俊徳、草刈隆郎、Michael Lim Choo SanおよびDavid Bensonが取締役に新たに選任され、就任いたしました。
5. 平成24年3月31日をもって、取締役 渡部賢一は野村證券(株)取締役兼執行役社長を、取締役 柴田拓美は野村證券(株)取締役兼執行役副社長を辞任いたしました。

## 2. 社外役員に関する事項 (社外役員活動の状況)

氏名	主な活動状況
坂根正弘	当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回、指名委員会2回および報酬委員会4回のすべてに出席し、長年の企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。
兼元俊徳	取締役就任後に開催された当事業年度の取締役会8回、指名委員会1回および報酬委員会2回のすべてに出席し、法律の専門家としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。
辻晴雄	当事業年度に開催された取締役会10回、監査委員会24回のすべてに出席し、長年の企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。また監査委員長として、監査委員を代表して取締役会に対し監査委員会の活動状況や監査所見を伝えております。
藤沼亜起	当事業年度に開催された取締役会10回、監査委員会24回のすべてに出席し、国際的な会計制度に精通した専門家としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。
草刈隆郎	取締役就任後に開催された当事業年度の取締役会8回のすべてに出席し、長年の企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。
Colin Marshall [コリン・マーシャル]	当事業年度に開催された取締役会10回のうち5回に出席し、British Airways等の経営に携わった長年の企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。
Clara Furse [クララ・ファース]	当事業年度に開催された取締役会10回のすべてに出席し、ロンドン証券取引所の経営にも携わった金融ビジネスに関する豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。
Michael Lim Choo San [マイケル・リム]	取締役就任後に開催された当事業年度の取締役会8回のすべてに出席し、国際的な会計制度に精通した専門家としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。

### (責任限定契約の内容の概要)

当社は、社外取締役8名全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

### 3. 執行役の状況

地位	氏名	担当	重要な兼職状況
代表執行役	渡部 賢一	グループCEO(最高経営責任者)	[1. 取締役の状況]参照
代表執行役	柴田 拓美	グループCOO(業務執行責任者) ホールセール部門チェアマン兼CEO	[1. 取締役の状況]参照
執行役	多田 齋	営業部門CEO	野村証券(株)執行役副社長
執行役	岩崎 俊博	アセット・マネジメント部門CEO	野村アセットマネジメント(株)取締役兼執行役会長
執行役	中川 順子	財務統括責任者(CFO)	野村証券(株)執行役

- (注)1. 代表執行役 渡部賢一および柴田拓美は取締役を兼務しております。  
 2. 平成23年5月31日をもって執行役 吉川淳は辞任し、平成23年6月1日付で岩崎俊博が執行役に就任いたしました。  
 3. 平成24年3月31日をもって執行役 多田齋は辞任し、平成24年4月1日付で沓掛英二が執行役に就任いたしました。

### 4. 取締役および執行役ごとの報酬等の総額

区分	人数(注1)	基本報酬等(注2)	賞与	合計
取締役 (うち、社外)	15名 (10名)	362百万円 (170百万円)	—	362百万円 (170百万円)
執行役	6名	378百万円	—	378百万円
合計	21名	740百万円	—	740百万円

- (注)1. 上記人数には、平成23年5月および6月に退任した取締役3名(うち社外取締役2名)、執行役1名を含んでおります。期末日現在の人員は、取締役14名、執行役5名で、うち2名は取締役と執行役を兼任しております。なお、取締役と執行役の兼任者については、上表では執行役の欄に人数と報酬を記入しております。  
 2. 基本報酬等の額740百万円には、その他の報酬(通勤定期券代)として支給された報酬1百万円が含まれています。  
 3. 上記のほか、(1)当事業年度以前にストック・オプションおよび追加繰延報酬を付与しており、当事業年度において取締役分として214百万円(うち社外取締役分1百万円)、執行役分として587百万円の会計上の費用を計上しております。また、(2)当事業年度において社外取締役に對し、当社の子会社の役員としての報酬等を当該会社が合計138百万円支給しております。

### 5. 報酬委員会による取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する事項

#### (1)方針の決定の方法

当社は委員会設置会社であるため、会社法の定めるところにより、報酬委員会が「野村グループの報酬の基本方針」および「取締役および執行役にかかる報酬の方針」を決定しております。

#### (2)野村グループの報酬の基本方針

野村グループの報酬の基本方針は以下のとおりです。

野村グループがグローバルな競争力を備えた金融サービスグループとして確固たる地位を築く上で、最大の財産となるのは人材である。優秀な人材を確保・維持し、動機付け、育成するため、グループの役員および社員に関する「報酬の方針」を定める。これにより、グループの持続的な成長を達成し、株主価値の長期的な増大を実現

し、顧客に付加価値をもたらし、グローバルな競争力を発揮し、ひいては野村の評価を高めることが可能になると考えている。

「報酬の方針」は次の6つのポイントからなる。

#### ①野村が重視する価値および戦略との合致

- ・野村グループの戦略目標に即した成果に結びつくように報酬を設計する。
- ・報酬の水準と体系は、各ビジネスラインのニーズを踏まえ、マーケットにおける優秀な人材の確保に有効なものとする。
- ・野村の重視する価値の支えとなる人材を育成する。

#### ②会社、部門、個人の業績の反映

- ・「ペイ・フォー・パフォーマンス(業績に応じた支払い)」等を基本的な原則とし、個人の属性にかかわらず、優秀な人材に対し動機付け、報いていく。
- ・グループ全体の業績を勘案するとともに、持続的な成長、コワーク、顧客志向の考え方も重視しながら、全体の報酬をコントロールする。これにより、戦略的な投資を適切に管理しつつ、マーケットにおいて競争力のある報酬慣行を維持する。
- ・個人の報酬については、グループ全体、部門および個人の業績を適切に反映しながら、ビジネス戦略およびマーケット動向を踏まえて決定する。
- ・個人の報酬決定の基礎となるのは、有効かつ厳密な業績評価のプロセスおよびそれを支えるシステムである。

#### ③リスクを重視した適切な業績測定

- ・報酬は収入のみで決定されるものではない。野村の経営情報および業績評価のシステムとプロセスにおいては、リスク調整後の利益を重視していく考えである。
- ・また、業績評価にあたり、部門を超えたコワーク、リスク管理、野村の重視する価値との整合性、コンプライアンス等の定性的な要因も重視する。
- ・業績を測定する際には、各ビジネスのニーズを反映し、またビジネスに付随するリスクを考慮する。リスクには、

マーケット・リスク、クレジット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク等が含まれる。

- ・報酬決定のためにリスクを評価し、測定するにあたっては、リスク管理部門および財務部門の意見およびアドバイスを得るものとする。

#### ④株主との利益の一致

- ・グループの経営幹部および高額報酬の社員の報酬は、株主価値とリンクした経営指標の達成度合いを反映すべきである。
- ・一定以上の報酬を受取る役員および社員に対しては、報酬の一部を株式関連報酬とし、かつ適当な権利制限期間を設けることにより、株主との利益の一致を図る。

#### ⑤適切な報酬体系

- ・報酬体系は人材の成長・発展を促すものでなければならない。それは実力主義に基づき、業績を反映し、かつ常に公正さが保たれていなければならない。
- ・一定以上の報酬を受取る役員および社員については、報酬の相当部分を繰延払いとし、短期的な利益とより長期的なグループ経営とのバランスを保つものとする。
- ・繰延べられた報酬は、重大な収益の変更やその他野村のビジネスに大きな損害を及ぼす事態が起きた場合には、没収または「クローバック」に服するものとするべきである。
- ・報酬が高いほど繰延払いの比率は高くなる。また、繰延べられた報酬の一部は、適当な権利制限期間のある株式関連報酬等、中長期的なインセンティブプランの形で支払う。
- ・賞与・報酬額の保証は、新規採用や戦略的な事業目的等の限られた場合でのみ行うものとする。また、複数年の保証は原則的には行わないようにする。
- ・経営幹部に対する特別または高額な退職金または退職(セベランス)パッケージの保証は行わないものとする。
- ・会社として全ての業務分野を尊重し、組織および規制当局・政府のニーズを踏まえた報酬の支払体系を構築すべく努力する。

## ⑥ガバナンスとコントロール

- 本方針の制定および改廃は、非常勤の社外取締役が過半を占める野村ホールディングスの報酬委員会の承認を必要とする。
- 野村ホールディングスの取締役および執行役の報酬に関する方針ならびに個別の額については、本方針に沿った範囲で、野村ホールディングスの報酬委員会が決定する。
- 経営幹部の契約について、本方針に沿った内容となっているかどうかを確認・承認するプロセスを全社ベースで導入する。ここでは人事部門が事務局機能を果たし、財務部門、リスク管理部門、地域の報酬委員会の関与も得ながら、内容を経営会議でレビューするものとする。
- リスク管理部門およびコンプライアンス部門の社員の報酬は、ビジネス部門から独立して決定されるものとする。
- 報酬委員会は、報酬体系および水準を議論するにあたっては、必要に応じて専門機関のアドバイスを受けるものとする。

### (3) 取締役および執行役にかかる報酬の方針

取締役および執行役にかかる報酬の方針は以下のとおりです。

取締役および執行役の報酬は、ベースサラリー、年次賞与、長期インセンティブプランで構成されるものとする。

#### ①ベースサラリー

- ベースサラリーは、各取締役・執行役の経歴・職歴および職務ならびに関連する業界の水準等を参考に決定する。
- ベースサラリーの一部を株式関連報酬の形で支払うことがある。この場合、株式関連報酬には一定の権利行使制限期間を設けることにより、株主との中長期的な利益の一致を図るものとする。

#### ②年次賞与

- 年次賞与は、グループ全体の業績、部門業績といった定量的な要素に加え、個人毎の目標達成度、貢献度等の

定性的な要素も考慮して決定する。

- 年次賞与の水準に応じて、一部の支払いを将来に繰延べることがある。また、株主との中長期的な利益の一致を図るため、繰延べた賞与の一部を現金ではなく、一定の権利行使制限期間を設けた株式関連報酬で支払うことがある。このように繰延べた報酬については、一定の事由に該当する場合、支給しない、ないし没収する場合がある。

#### ③長期インセンティブプラン

- 個人毎の職務および業績に応じて長期インセンティブプランを提供することがある。
- 長期インセンティブプランは、一定の業績を達成した場合に支払われるものとする。また、その支払い形態としては、株主との中長期的な利益の一致を図るため、一定の権利行使制限期間を設けた株式関連報酬等を利用する。

## V. 会計監査人に関する事項

### 1. 名称 新日本有限責任監査法人

### 2. 報酬の額等

項目	支払額
(1) 報酬等の額	766百万円
(2) 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1,465百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2. 当社および当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外に、顧客資産の分別保管に関する法令遵守の検証業務等についての対価を支払っております。

3. 海外にある当社の重要な連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

### 3. 解任または不再任の決定の方針

- (1) 監査委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断する場合、会計監査人を解任します。
- (2) その他監査委員会が、会計監査人に適正性の面で問題があると判断する場合、またはより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の提出議案とします。

## VI. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

業務の適正を確保するための体制に関する取締役会決議は以下のとおりです。

### 〈I. 監査委員会の職務の執行のため必要な事項〉

監査委員会は、法令に定める権限を行使し、会計監査人および監査法人ならびに社内の組織を利用して、執行役の職務の執行の適法性・妥当性・効率性について監査を行い、野村グループの業務の適正の確保に資するものとする。

#### 1. 監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人

- (1) 補助すべき取締役および当該取締役の執行役からの独立性
  - ① 監査委員会の監査を補助し、取締役会による取締役および執行役の職務の執行の監督を効果的に行うために、取締役会が任命する執行役を兼務しない常勤の取締役を「監査特命取締役」として置く。
  - ② 監査特命取締役は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示に従い、監査委員会規程に定める職務を行う。
- (2) 補助すべき使用人および当該使用人の執行役からの独立性
  - ① 監査委員会の職務を補助するため、室長1名を含む使

用人5名以上から組織されるグループ監査業務室を置く。

- ② グループ監査業務室の使用人の人事考課は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員が行う。グループ監査業務室の使用人に係る採用、異動、懲戒については、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の同意を得なければならない。

#### 2. 職務の執行に関する報告体制

- (1) 執行役は、取締役会に対し、3ヵ月に1回以上、自己の職務の執行の状況について報告を行う。この場合、執行役は当該報告を他の執行役に委任することができる。
- (2) 取締役、執行役および執行役員は、監査委員または監査特命取締役に対し、以下に定める事項について、発見し次第直ちに報告を行う。なお、報告を受けた監査特命取締役は、直ちに監査委員に当該事項の報告を行う。
  - (イ) 野村グループ各社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上の諸問題
  - (ロ) 規制当局からの命令その他野村グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- (3) 執行役、執行役員および使用人は、監査委員会が選定する監査委員または監査特命取締役からその職務の執行に関する事項の報告を求められた場合、当該事項につき速やかに報告を行う。

#### 3. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査委員会は、計算関係書類および財務諸表(米国証券取引委員会に提出するフォーム20-Fに記載される財務諸表を含む。)の会計に関する部分以外の部分ならびに事業報告(その附属明細書を含む。以下同じ。)について、法令および監査委員会の定める手続により監査を行う。
- (2) 監査委員会は、計算関係書類および財務諸表の会計に関する部分について、会計監査人および財務諸表の監

査を行う監査法人から、計算関係書類および財務諸表の監査報告(財務報告に関する執行役と監査法人等との重大な意見の不一致を含む。)を受け、監査の方法および結果の相当性を判断する。

- (3) 監査委員会は、計算関係書類、事業報告および財務諸表の作成に関する重要な問題(重要な会計方針の選択または適用に関する事項ならびに財務報告に関する内部統制手続に関する事項を含む。)について、執行役、執行役員、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人に説明を求めることができる。
- (4) 監査委員会は、監査の実施にあたり必要に応じて、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができる。

〈Ⅱ. 執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項〉

#### 1. 執行役の職務の執行の適正を確保するための体制

- (1) 執行役は、「野村グループ倫理規程」を遵守することを宣誓し、もって定款および法令諸規則に照らして適法な経営を推進する。
- (2) 執行役は、野村グループ各社におけるコンプライアンス体制の整備に努めるものとし、野村グループ各社における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合、監査委員または監査特命取締役等に報告すると同時に、経営会議に報告するものとする。経営会議は当該事項について審議を行い、必要と認める場合、その結果に基づき当該会社に対し、適切な対策を講じるように勧告する。

#### 2. 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

執行役は、議事録、会議録、稟議書、契約書、計算関係書類その他の重要な文書(電磁的記録を含む。)について、

関連資料とともに少なくとも10年間保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 執行役は、野村グループの業務の執行に係る種々のリスクとして、市場リスク、信用リスク、イベント・リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、およびリーガル・リスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、野村グループ各社においてその把握と管理に努める。
- (2) 執行役は、野村グループ各社におけるリスク管理体制の整備状況について統合リスク管理会議に報告する。統合リスク管理会議においては、当該報告に基づき野村グループ全体におけるリスク管理の状況を分析し、業務に係る最適なリスク管理体制を構築するために、適切な対策を講じる。

#### 4. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役は、取締役会において定められた経営機構および執行役の職務分掌に基づいて野村グループの経営戦略および業務運営の決定ならびに業務執行を行う。
- (2) 取締役会決議に基づき執行役に業務の執行の決定を委任された事項は、以下の機関または手続により決定される。
  - ① 経営会議  
野村グループにおける経営戦略および経営資源の配分ならびに経営に関する重要事項
  - ② 統合リスク管理会議  
野村グループの統合リスク管理に関する重要事項
  - ③ リスク審査委員会  
野村グループのマーケット・リスクおよびクレジット・リスク管理上の重要事案
  - ④ 内部統制委員会  
野村グループに係る内部統制の整備および評価ならびに企業行動の適正化に関する事項

- ⑤稟議手続
- ①ないし④以外の事項
- (3) 経営会議は、各部門および各地域の事業計画ならびに予算申請を踏まえ、必要な経営資源の配分の決定または見直しを行い、野村グループの効率的な運営を確保する。
5. 執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (1) 執行役は、執行役員および使用人に対し「野村グループ倫理規程」の周知を図り、その遵守を徹底する。
- (2) 執行役は、執行役員の職務分掌および使用人の職務権限を定め、執行役員および使用人の責任と権限を明確にし、もって職務の執行の責任体制を確立する。
- (3) 社会倫理および社会正義に照らして疑義があると思料する事案に関する是正対応、ならびに遵法精神および社会常識を踏まえた使用人による業務の取り組みを徹底するため、国内の野村グループ各社に業務管理者を置き、もって法令諸規則等を遵守した職務の執行を推進する。
6. 野村グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (1) 野村グループの監査体制
- ① 監査委員会は、必要に応じて子会社の監査委員会等と連携し、野村グループの業務の適法性・妥当性・効率性について監査を行う。
- ② 監査委員会が選定する監査委員は、必要に応じて自らまたは他の監査委員もしくは監査特命取締役を通じて、当社または当社の子会社に対する実査を行う。
- (2) 内部監査体制
- ① 執行役または執行役員は、内部監査を担当する部署を設置し、内部監査を実施することにより、野村グループの業務全般にわたる内部統制の有効性および妥当性を確保する。
- ② 内部統制委員会は、野村グループ各社の内部統制に係る基本事項、内部監査に係る年次計画、実施状況

およびその結果について審議または決定する。

- ③ 執行役または執行役員は、内部統制委員会に対し、野村グループにおける内部監査の実施状況およびその結果について、3ヵ月に1回以上報告を行う。
- ④ 監査委員は、内部監査に係る年次計画、実施状況およびその結果について、執行役または執行役員に対し、計画変更、追加監査および改善策策定を勧告することができる。
- (3) コンプライアンス・ホットライン
- ① 執行役または執行役員は、野村グループにおける法令遵守上疑義のある行為等について、使用人が、当社の取締役会において指名する者に直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置する。
- ② 法令遵守上疑義ある行為のうち、特に会計および会計監査に関する事項については、匿名の通報を保障する。
- ③ 自己資金投資業務における連結対象となる投資先企業については、財務、レピュテーション、CSRの観点から野村グループへの影響が軽微である投資先子会社を除き、内部通報制度を整備させ、報告を受ける体制を整える。

注： 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

# 第108期末連結貸借対照表 (前期数値はご参考)

(単位：百万円)

科 目	当 期 (平成24年3月31日)	前 期 (平成23年3月31日)	科 目	当 期 (平成24年3月31日)	前 期 (平成23年3月31日)
( 資 産 の 部 )			( 負 債 の 部 )		
現 金 ・ 預 金	1,953,677	2,150,453	短 期 借 入	1,185,613	1,167,077
現金および現金同等物	1,070,520	1,620,340	支払債務および受入預金	2,437,370	2,103,608
定期預金	653,462	339,419	顧客に対する支払債務	764,857	880,429
取引所預託金およびその他の顧客別金	229,695	190,694	顧客以外に対する支払債務	767,860	410,679
貸付金および受取債権	2,211,423	2,227,822	受入銀行預金	904,653	812,500
貸付金	1,293,372	1,271,284	担保付調達	12,519,274	13,686,438
顧客に対する受取債権	58,310	32,772	買戻条件付売却有価証券	9,928,293	10,813,797
顧客以外に対する受取債権	864,629	928,626	貸付有価証券担保金	1,700,029	1,710,191
貸倒引当金	△ 4,888	△ 4,860	その他の担保付借入	890,952	1,162,450
担保付契約	13,742,646	15,156,318	トレーディング負債	7,495,177	8,688,998
売戻条件付買入有価証券	7,662,748	9,558,617	その他の負債	1,165,901	552,316
借入有価証券担保金	6,079,898	5,597,701	長期借入	8,504,840	8,402,917
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資	14,123,594	15,241,931	負債合計	33,308,175	34,601,354
トレーディング資産	13,921,639	14,952,511	コミットメントおよび偶発事象		
プライベート・エクイティ投資	201,955	289,420	( 資 本 の 部 )		
その他の資産	3,665,972	1,916,466	資 本 金	594,493	594,493
建物、土地、器具備品および設備 (平成24年3月31日現在355,804百万円、 平成23年3月31日現在300,075百万円 の減価償却累計額控除後)	1,045,950	392,036	授権株式数 6,000,000,000 株 発行済株式数 平成24年3月31日現在 3,822,562,601株 平成23年3月31日現在 3,719,133,241株		
トレーディング目的以外の負債証券	862,758	591,797	発行済株式数 (自己株式控除後) 平成24年3月31日現在 3,663,483,895株 平成23年3月31日現在 3,600,886,932株		
投資持分証券	88,187	91,035	資本剰余金	698,771	646,315
関連会社に対する投資および貸付金	193,954	273,105	利益剰余金	1,058,945	1,069,334
その他	1,475,123	568,493	累積的その他の包括利益	△ 145,149	△ 129,696
資産合計	35,697,312	36,692,990	自己株式 (取得価額)	△ 99,819	△ 97,692
			自己株式数 平成24年3月31日現在 159,078,706株 平成23年3月31日現在 118,246,309株		
			当社株主資本合計	2,107,241	2,082,754
			非支配持分	281,896	8,882
			資本合計	2,389,137	2,091,636
			負債・資本合計	35,697,312	36,692,990

# 第108期連結損益計算書 (前期数値はご参考) (単位: 百万円)

科 目	当 期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	前 期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
委託・投信募集手数料	347,135	405,463
投資銀行業務手数料	59,638	107,005
アセットマネジメント業務手数料	144,251	143,939
トレーディング損益	272,557	336,503
プライベート・エクイティ投資関連損益	25,098	19,292
金融収益	435,890	346,103
投資持分証券関連損益	4,005	△ 16,677
その他の他	563,186	43,864
<b>収益合計</b>	<b>1,851,760</b>	<b>1,385,492</b>
<b>金融費用</b>	<b>315,901</b>	<b>254,794</b>
<b>収益合計(金融費用控除後)</b>	<b>1,535,859</b>	<b>1,130,698</b>
人件費	534,648	518,993
支払手数料	93,500	92,088
情報・通信関連費用	177,148	182,918
不動産関係費	100,891	87,843
事業促進費用	48,488	30,153
その他の他	496,227	125,448
<b>金融費用以外の費用計</b>	<b>1,450,902</b>	<b>1,037,443</b>
<b>税引前当期純利益</b>	<b>84,957</b>	<b>93,255</b>
<b>法人所得税等</b>	<b>58,903</b>	<b>61,330</b>
<b>当期純利益</b>	<b>26,054</b>	<b>31,925</b>
差引: 非支配持分に 帰属する当期純利益	14,471	3,264
<b>当社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>11,583</b>	<b>28,661</b>

# 第108期連結資本勘定変動表 (前期数値はご参考) (単位: 百万円)

科 目	当 期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	前 期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
<b>資 本 金</b>	<b>594,493</b>	<b>594,493</b>
期首残高	594,493	594,493
<b>資 本 剰 余 金</b>	<b>646,315</b>	<b>635,828</b>
期首残高	646,315	635,828
新株の発行	30,356	—
自己株式売却損益	719	3,191
新株予約権の付与および行使	19,466	7,296
子会社株式の購入・売却等	1,915	—
期末残高	698,771	646,315
<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>1,069,334</b>	<b>1,074,213</b>
期首残高	1,069,334	1,074,213
会計原則の変更による累積的影響額 (1)	—	△ 4,734
当社株主に帰属する当期純利益	11,583	28,661
現金配当	△ 21,972	△ 28,806
期末残高	1,058,945	1,069,334
<b>累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益</b>	<b>△ 97,426</b>	<b>△ 74,330</b>
為替換算調整額	△ 97,426	△ 74,330
期首残高	△ 13,226	△ 23,096
当期純変動額	△ 110,652	△ 97,426
確定給付年金制度	△ 32,270	△ 34,802
年金債務調整額	△ 2,862	2,532
期末残高	△ 35,132	△ 32,270
トレーディング目的以外の有価証券	—	—
トレーディング目的以外の有価証券の未実現損益	635	—
期末残高	635	—
期末残高	△ 145,149	△ 129,696
<b>自 己 株 式</b>	<b>△ 97,692</b>	<b>△ 68,473</b>
期首残高	△ 97,692	△ 68,473
取得	△ 8,944	△ 37,378
売却	1	4
従業員に対する発行株式	6,693	8,155
その他の増減(純額)	123	—
期末残高	△ 99,819	△ 97,692
<b>当 社 株 主 資 本 合 計</b>	<b>2,107,241</b>	<b>2,082,754</b>
期末残高	2,107,241	2,082,754
<b>非 支 配 持 分</b>	<b>8,882</b>	<b>6,085</b>
期首残高	8,882	6,085
現金配当	△ 2,760	△ 100
非支配持分に帰属する当期純利益	14,471	3,264
非支配持分に帰属する累積的其他包括利益	—	—
為替換算調整額	△ 575	△ 1,055
トレーディング目的以外の有価証券の未実現損益	206	—
年金債務調整額	207	—
子会社株式の購入・売却等(純額)	271,515	0
その他の増減(純額)	△ 10,050	688
期末残高	281,896	8,882
<b>資 本 合 計</b>	<b>2,389,137</b>	<b>2,091,636</b>
期末残高	2,389,137	2,091,636

(1) 前期の「会計原則の変更による累積的影響額」はASU第2009-17号「連結(トピック810): 変動持分事業体に関する企業の財務報告書の改善」に関連する初年度適用期首残高調整額です。

# 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月14日

野村ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 重 忠 之 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 村 洋 季 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 櫻 井 雄 一 郎 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 亀 井 純 子 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、野村ホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の2第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条の2第1項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第108期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表および連結注記表）について監査いたしました。その方法、内容および結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる連結計算書類につき検討いたしました。

### 2. 監査の結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### 3. 後発事象

第108期事業報告「Ⅲ-4. その他新株予約権等に関する重要な事項」に記載のとおり、平成24年5月16日、当社はストック・オプションの目的で新株予約権を当社の役員および使用人ならびに当社子会社の役員および使用人に発行することを決議しております。

平成24年5月16日

野村ホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員長 辻 晴 雄 印

監査委員 藤 沼 亜 起 印

監査委員 板 谷 正 徳 印

(注) 辻晴雄および藤沼亜起は、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

### 第108期末貸借対照表 (平成24年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>2,782,409</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,069,394</b>
現金および預金	6,051	短期借入金	731,419
譲渡性預金	7,700	1年内償還予定の社債	240,071
金銭の信託	3,734	貸借取引担保金	46,498
短期貸付金	2,697,234	未払法人税等	241
未収入金	17,002	賞与引当金	610
繰延税金資産	4,291	その他	50,555
その他	46,397	<b>固定負債</b>	<b>2,527,391</b>
<b>固定資産</b>	<b>2,655,775</b>	社債	1,107,053
有形固定資産	42,790	長期借入金	1,418,916
建物	15,997	その他	1,422
器具備品	17,954	<b>負債合計</b>	<b>3,596,785</b>
土地	8,839	<b>純資産の部</b>	
無形固定資産	94,836	科目	金額
ソフトウェア	94,836	株主資本	1,719,153
その他	1	資本金	594,493
投資その他の資産	2,518,149	資本剰余金	567,495
投資有価証券	107,825	資本準備金	559,676
関係会社株式	1,630,214	その他資本剰余金	7,819
その他の関係会社有価証券	5,867	利益剰余金	654,261
関係会社長期貸付金	591,729	利益準備金	81,858
長期差入保証金	30,530	その他利益剰余金	572,403
繰延税金資産	94,419	固定資産圧縮積立金	6
その他	57,597	繰越利益剰余金	572,397
貸倒引当金	△32	自己株式	△97,097
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>71,654</b>
		その他有価証券評価差額金	21,603
		繰延ヘッジ損益	50,051
		新株予約権	50,592
		<b>純資産合計</b>	<b>1,841,400</b>
<b>資産合計</b>	<b>5,438,184</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>5,438,184</b>

### 第108期損益計算書 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) (単位:百万円)

科目	金額	金額
<b>営業収益</b>		<b>270,521</b>
資産利用料	105,445	
不動産賃貸収入	35,953	
商標使用料	16,320	
関係会社受取配当金	52,328	
関係会社貸付金利息	34,959	
その他金融収益	14,914	
その他の売上高	10,603	
<b>営業費用</b>		<b>216,159</b>
人件費	34,061	
不動産関係費	47,199	
事務費	39,527	
減価償却費	43,220	
租税公課	1,401	
その他の経費	7,779	
金融費用	42,972	
<b>営業利益</b>		<b>54,362</b>
営業外収益		3,678
営業外費用		5,514
<b>経常利益</b>		<b>52,526</b>
<b>特別利益</b>		<b>18,248</b>
投資有価証券売却益	13,763	
関係会社減資払戻差額	3,195	
関係会社株式清算益	597	
新株予約権戻入益	693	
<b>特別損失</b>		<b>25,879</b>
投資有価証券売却損	209	
投資有価証券評価損	2,049	
関係会社株式売却損	1,783	
関係会社株式評価損	20,810	
固定資産除却損	1,029	
<b>税引前当期純利益</b>		<b>44,895</b>
法人税、住民税および事業税		3,312
法人税等調整額		8,705
<b>当期純利益</b>		<b>32,879</b>

## 第108期株主資本等変動計算書 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
株主資本		
資本金		
当期首残高	594,493	
当期末残高		594,493
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	524,197	
当期変動額		
株式交換による増加	35,479	
当期変動額合計		35,479
当期末残高		559,676
その他資本剰余金		
当期首残高	7,384	
当期変動額		
自己株式の処分	435	
当期変動額合計		435
当期末残高		7,819
資本剰余金合計		
当期首残高	531,582	
当期変動額		
株式交換による増加	35,479	
自己株式の処分	435	
当期変動額合計		35,914
当期末残高		567,495
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	81,858	
当期末残高		81,858
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金		
当期首残高	8	
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	△ 2	
当期変動額合計		△ 2
当期末残高		6
繰越利益剰余金		
当期首残高	568,582	
当期変動額		
剰余金の配当	△ 29,066	
固定資産圧縮積立金の取崩	2	
当期純利益	32,879	
当期変動額合計		3,815
当期末残高		572,397
利益剰余金合計		
当期首残高	650,449	
当期変動額		
剰余金の配当	△ 29,066	
当期純利益	32,879	
当期変動額合計		3,813
当期末残高		654,261

科 目	金 額	
自己株式		
当期首残高	△ 95,504	
当期変動額		
自己株式の取得	△ 8,287	
自己株式の処分	6,695	
当期変動額合計		△ 1,593
当期末残高		△ 97,097
株主資本合計		
当期首残高	1,681,019	
当期変動額		
株式交換による増加	35,479	
剰余金の配当	△ 29,066	
当期純利益	32,879	
自己株式の取得	△ 8,287	
自己株式の処分	7,130	
当期変動額合計		38,134
当期末残高		1,719,153
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	22,234	
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 630	
当期変動額合計		△ 630
当期末残高		21,603
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	30,105	
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	19,945	
当期変動額合計		19,945
当期末残高		50,051
評価・換算差額等合計		
当期首残高	52,339	
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	19,315	
当期変動額合計		19,315
当期末残高		71,654
新株予約権		
当期首残高	31,536	
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	19,056	
当期変動額合計		19,056
当期末残高		50,592
純資産合計		
当期首残高	1,764,894	
当期変動額		
株式交換による増加	35,479	
剰余金の配当	△ 29,066	
当期純利益	32,879	
自己株式の取得	△ 8,287	
自己株式の処分	7,130	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	38,371	
当期変動額合計		76,505
当期末残高		1,841,400

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月14日

野村ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	重	忠	之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	村	洋	季	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻	井	雄	一郎	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀	井	純	子	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、野村ホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査委員会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第108期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法、内容および結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、それに従い会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程および内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役、執行役、執行役員および主要な使用人等の職務執行の状況、ならびに会社の業務および財産の状況を調査しました。

また、会社法第416条第1項第1号口およびホに係る内部統制体制に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている内部統制体制について、取締役および執行役ならびに使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、執行役等および新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役、執行役、執行役員、監査委員および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる事業報告、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびそれらの附属明細書につき検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該決議に基づき整備されている内部統制体制に関する取締役および執行役の職務の執行について、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### 3. 後発事象

第108期事業報告「Ⅲ-4. その他新株予約権等に関する重要な事項」に記載のとおり、平成24年5月16日、当社はストック・オプションの目的で新株予約権を当社の役員および使用人ならびに当社子会社の役員および使用人に発行することを決議しております。

平成24年5月16日

野村ホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員長	辻	晴	雄	Ⓔ	
監査委員	藤	沼	亜	起	Ⓔ
監査委員	板	谷	正	徳	Ⓔ

(注)辻晴雄および藤沼亜起は、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。





# 株主総会会場のご案内

会場：ホテルオークラ 本館1階「平安の間」

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

電話 (03)3582-0111 (代表)



地下鉄(東京メトロ)

- 銀座線  
虎ノ門駅 3出口 より 入口A 徒歩7分
- 日比谷線  
神谷町駅 4b出口より 正面玄関 徒歩7分
- 南北線 ● 銀座線  
溜池山王駅 13出口より 正面玄関 徒歩7分  
入口A 徒歩6分

駐車場が限られておりますので、電車等公共交通機関をご利用ください。

受付は、本館の入口A (宴会場入口)側に設けております。

電力事情により会場内では空調温度を高めに設定するなどの節電対策を実施する場合があります。  
なお、株主様へお配りする粗品はご用意しておりませんので、予めご了承の程お願い申し上げます。